

～ 令和元年 改正意匠法対応 ～

建築物・内装のデザインに携わる方向け

意匠登録出願の基礎（建築物・内装）

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室

令和2年（2020年）3月作成

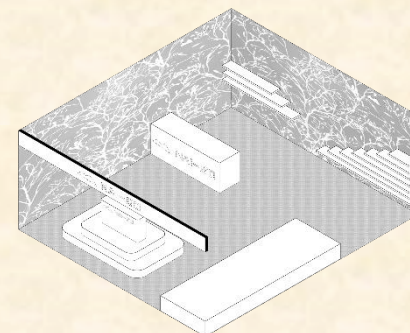
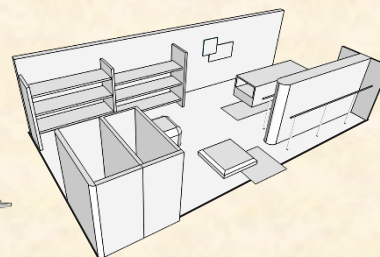
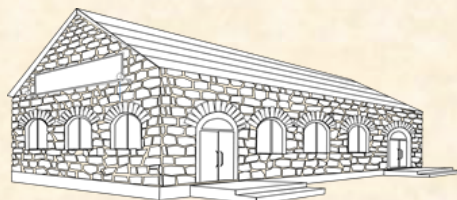
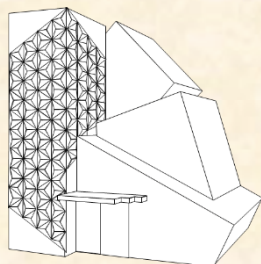
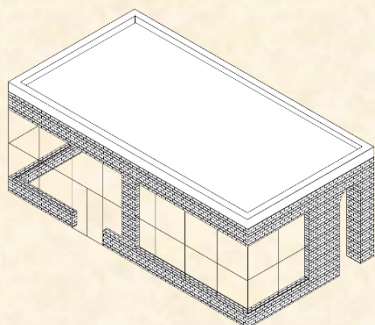
※改正意匠法施行（2020年4月1日）後の内容を記載しています。

※本資料は、日本の意匠登録制度をご紹介します。国や地域により、制度内容が異なりますのでご注意ください。

～ はじめに ～

令和元年、意匠法が改正され、建築物・内装の意匠が保護対象に加われました。

**令和2年（2020年）4月1日以降、
建築物・内装の意匠登録出願が可能になりました。**



この資料は、その建築物や内装のデザインに携わる皆様に向けて作成しました。

「意匠法って何？」「どんな審査？」「どのように出願すればいいの？」

意匠登録出願の基本をご紹介します。

目次

01 意匠法とは	03
02 意匠権の効果	10
03 出願から登録までの流れ	14
04 主な登録要件	28
05 様々な出願制度	37
06 願書・図面の記載	42
07 参考情報	79

01 意匠法とは

意匠法とは

(意匠法 第1条、第2条)

創作した意匠を保護する法律です。

これまでは「物品」のデザインが主な保護対象でした。

⇒ **令和元年、意匠法が改正され、「建築物」や「内装」のデザインも保護対象になりました。**

意匠法 第一条

この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

意匠法 第二条

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（中略）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

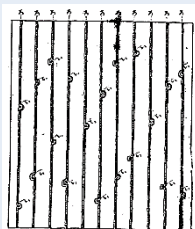
■ 意匠法の歴史

明治21年（1888年）現在の意匠法の前身となる「意匠条例」が制定されました。
以来、約130年にわたり、日本のデザインの発展を支えています。

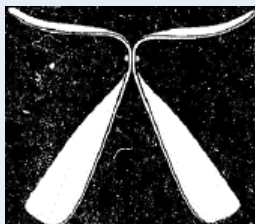
(意匠条例が制定された主な理由)

- ・創作者の権利を認めて保護することは、日本の産業発展のために必要
- ・新しいデザインを生み出すには多くの労力が必要 ⇒ そのデザインが簡単に模倣されてしまつては、デザインをした人が報われない。

■ 意匠登録の例



織物縞
意匠登録第1号
(明治22年)



腰掛
意匠登録第123839号
(昭和31年)



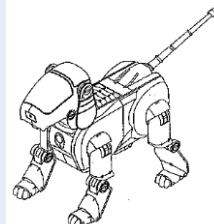
運動ぐつ
意匠登録第281879号
(昭和44年)



包装容器
意匠登録第500401号
(昭和54年)



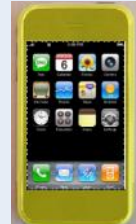
テーブルトップ
意匠登録第628435号
(昭和59年)



自立歩行ロボットおもちゃ
意匠登録第1076843号
(平成11年)



乗用自動車
意匠登録第1192409号
(平成14年)



携帯情報端末
意匠登録第1356982号
(平成21年)

参考：特許庁意匠課「意匠制度120年の歩み」 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_seido_ayumi.html

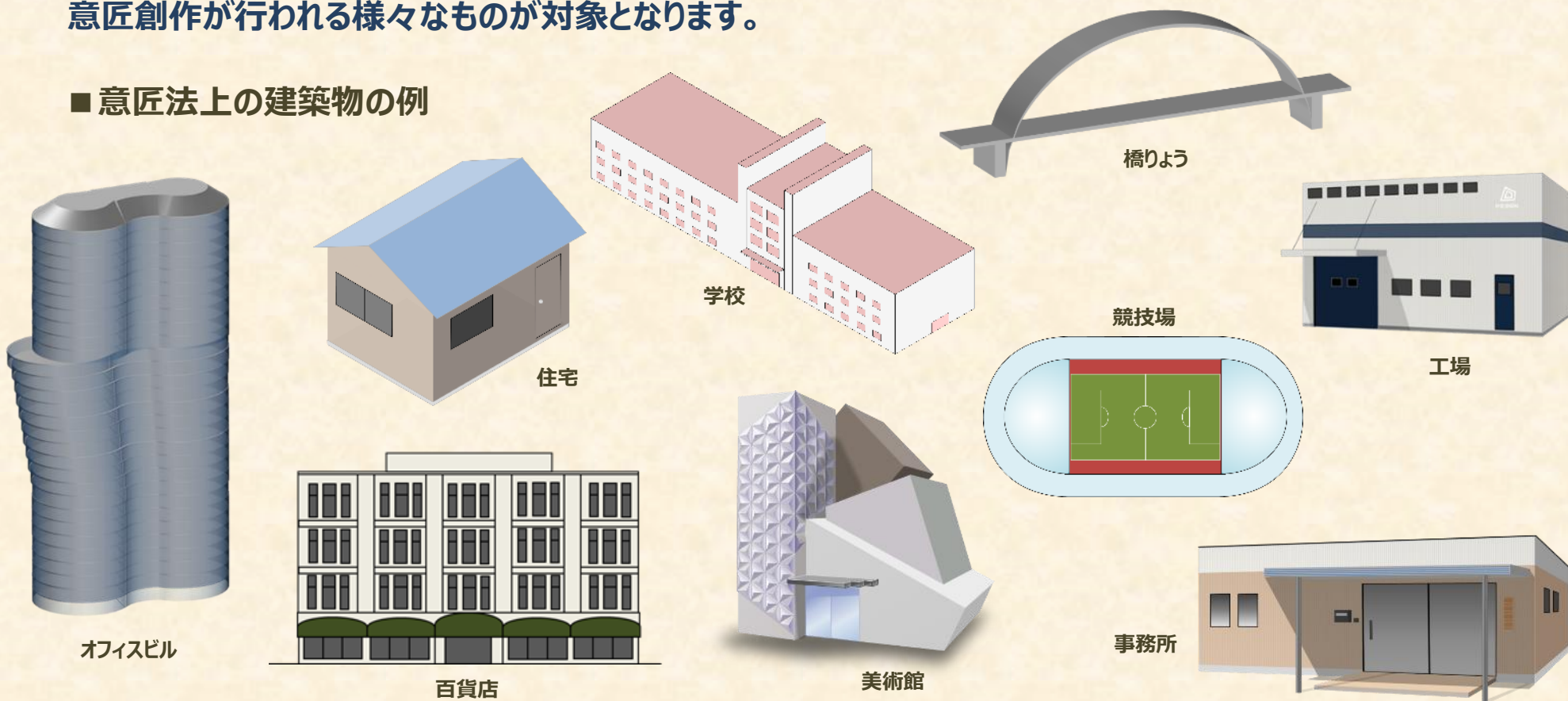
意匠法上の建築物

(意匠法 第2条) (意匠審査基準 第IV部第2章)

土地に定着した人工構造物（土木構造物を含む※）です。

オフィスビルや住宅、ホテル、競技場、各種商業施設、駅舎、空港、橋りょう、電波塔など…
意匠創作が行われる様々なものが対象となります。

■ 意匠法上の建築物の例



※こうした取扱い、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものです。

意匠法上の内装

(意匠法 第2条、第8条の2) (意匠審査基準 第IV部第4章)

店舗や事務所など、様々な施設の内装が含まれます。

★観光列車や客船など、動産の内装も対象です。

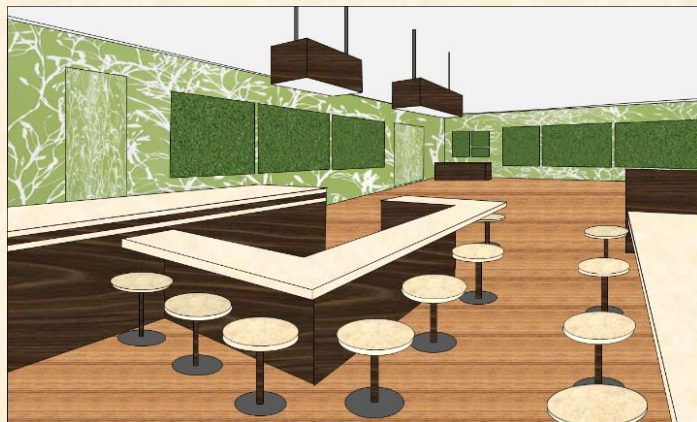


客船の内装



キャンピングカーの内装

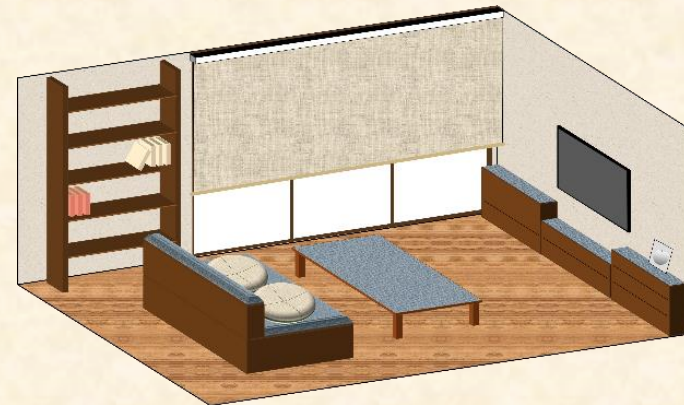
■ 意匠法上の内装の例



喫茶店



幼稚園の教室



ホテルの客室

なお、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

詳しくは意匠審査基準 第IV部第4章 内装の意匠 6.1.1
「意匠を構成するものであること」をご参照ください。

意匠法とは

様々な知的財産権法の一つです。

建築や内装のデザインの保護に関わるものは、「意匠法」のほかに、「商標法」や「著作権法」、「不正競争防止法」などがあります。

法律と権利の名称		保護対象	保護の趣旨	目的	権利取得のための審査	権利期間	権利の性格		
産業財産権法	特許法 (特許権)	発明	発明の奨励	産業の発達	あり	最長20年	絶対的独占権 (権利者から見ると) 故意に真似したものでなくとも権利行使可能 (第三者から見ると) 知らなかったでは済まされない	}	特許庁が所管
	実用新案法 (実用新案権)	物品の構造・形状の考案	考案の奨励		なし	最長10年			
	意匠法 (意匠権)	物品や建築物等のデザイン	創作の奨励		あり	最長25年			
	商標法 (商標権)	商品やサービスに使用するマークに化体した業務上の信用	業務上の信用の維持 需要者の利益の保護			最長10年 (更新可)			
著作権法 (著作権)		思想・感情の創作的な表現	創作の奨励	文化の発展	なし (自動的に発生)	創作から 創作者の死後70年	相対的独占権 独自の創作には権利が及ばない	}	文化庁が所管

参考：特許庁意匠課「「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」 https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/chizai_kyozai-designer-kihon.html

意匠権の権利期間

(意匠法第21条など)

最長25年です。 ※何年間、権利を維持するかは、権利者が自由に決められます。

意匠権は、審査を経て登録査定となり、登録料納付の手続が完了次第、発生します。
その存続期間の終わりが、令和元年の意匠法改正により、
登録料納付の手続完了から20年 ⇒ 出願から25年に延長されました。

■ 意匠権に関する主な費用

意匠登録出願の料金は、出願 1 件につき、16,000円です。

審査を経て登録査定となり、その権利を登録・維持するためには、以下の登録料を納める必要があります。

- ・ 1 年目～ 3 年目 8,500円／年
- ・ 4 年目以降 16,900円／年

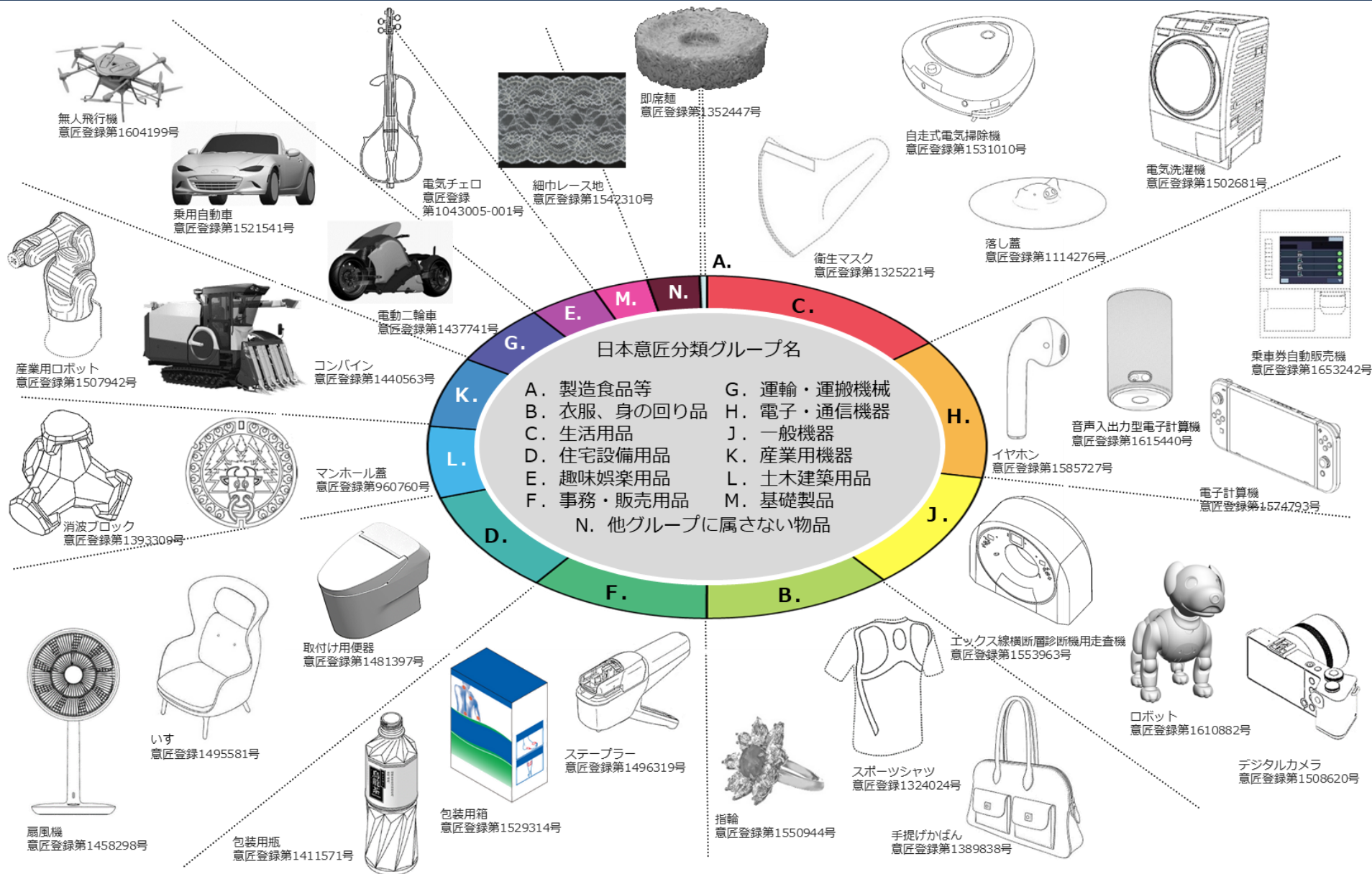
詳細は以下のページをご参照ください。

「産業財産権関係料金一覧」(特許庁HP)

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

※このほか、弁理士に出願等を依頼する場合は、別途弁理士費用がかかります。

意匠登録出願の数（日本国特許庁／年間）



※上記の図は、意匠の登録例を日本意匠分類グループ毎に示したものです。グループ毎の比率は2020年の意匠出願件数に基づいています。

02 意匠権の効果

意匠権の効果

ビジネスを守る



特許庁・裁判所・警察など
(外国)

●外国での審査・紛争時の優位性獲得



ライバル企業
模倣品メーカー

●他者への牽制



模倣品メーカー



裁判所・警察 (日本)

●模倣品・類似品の排除

侵害品の差止請求

(意匠法第37条)

損害賠償請求

(民法第709条)

刑事告訴

信用回復措置請求

(意匠法第41条)



創作者 (意匠設計者・インテリアデザイナーなど)

社内を活性化させる

ビジネスを発展させる



取引先企業

●信頼性向上
●オリジナリティの証明 (コンペなど)
●デザイン力のアピール



建築物・内装のユーザー
(顧客、消費者)



協力企業、投資家など

●モチベーションの向上
●報奨金の支給
●ライセンス機会の創出
●投資家へのアピール

平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠権の取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究」を参考に作成

裁判例（高額な賠償額の事例）

「自動二輪車事件」

（昭和48年／東京地裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第146113号）

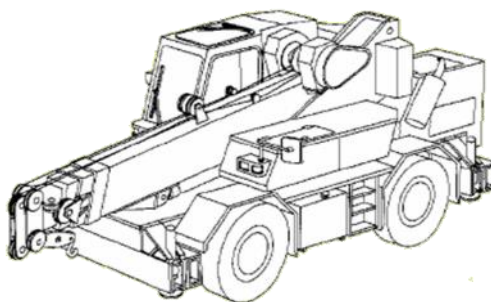


被告製品のデザイン

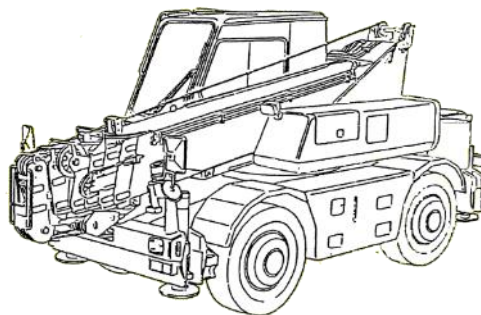
損害賠償額 **約7億6千万円**を認定
※当時の大卒初任給は3万円程度

「自走式クレーン事件」

（平成12年／最高裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第766928号）

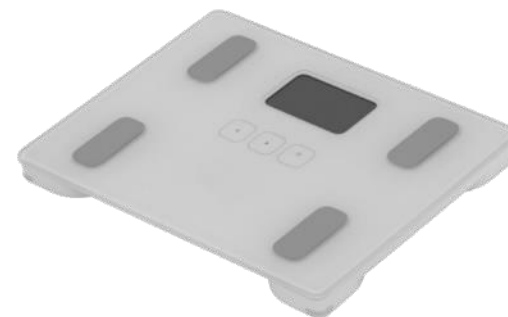


被告製品のデザイン

損害賠償額 **約4億5千万円**を認定

「体組成測定器事件」

（平成27年／東京地裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第1425945号）



被告製品のデザイン

損害賠償額 **約1億3千万円**を認定

権利の効果が及ぶ範囲

(属地主義の原則)

日本の意匠権は、日本国内でのみ有効です。

例えば、日本の意匠権しか持っていない場合、
海外で模倣品が出回ったとしても、権利を行使することができません。
外国でも権利を活用したい場合は、対象国の意匠権を取得する必要があります。

■ 主要各国の意匠制度（建築物・内装）

意匠制度は国や地域によって異なります。

建築物や内装のデザインについて、海外での意匠権取得を検討する場合、
そもそも保護対象になっていない国もありますので、注意が必要です。

主要各国（地域）における建築物の外観・内装意匠の保護

	日本※	米国	欧州	中国	韓国
外観	○	○	○	○	×
内装	○	○	○	×	×

※2020年4月1日以降

03 出願から登録までの流れ

出願から登録までの流れ

(意匠法第16条など)

特許庁に出願をして、審査に通れば、意匠権を取得できます。

創作と同時に自然発生する権利ではありません（著作権とは異なります）。

登録になった意匠は、意匠公報として世の中に公開されます。

意匠公報情報は、下記ウェブサイトから無料で検索・閲覧できます。

意匠公報の例については、
次頁以降（P.16～P19）参照

■ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） ※工業所有権情報・研修館（INPIT）提供

各国の特許庁が発行する特許・実用新案・意匠・商標に関する「公報情報」や、
出願時、審査・審判時、登録後の状況などの経過が分かる「経過情報」等を照会できるサービスが無料で利用できます。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

The screenshot shows the J-PlatPat website. At the top, there's a header with the logo, contact information (03-3588-2751), and language options (English, サイトマップ, ヘルプ). Below the header is a navigation bar with tabs: 特許・実用新案, 意匠, 商標, 審判. A red notification banner is present, stating: "重要なお知らせが1件あります" (Important notice 1 item). The main content area has a search bar with the text "簡易検索" (Simple Search). Below the search bar, there's a section for "特許・実用新案、意匠、商標について" (About Patents, Utility Models, Designs, and Trademarks). It includes a search filter section with radio buttons for "特許・実用新案" (selected), "意匠", and "商標". There are also checkboxes for "四法全て" (selected) and "自動絞り込み" (Automatic Filtering). A search input field contains the example text "例(1)人工知能 例(2)2019-00012X". A "検索" (Search) button is at the bottom right.

意匠公報の例

(19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】平成30年6月10日 (2018. 6. 10)
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】意匠登録第9999999号 (D9999999)
(24) 【登録日】平成30年5月5日 (2018. 5. 5)
(54) 【意匠に係る物品】置時計
【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第8888888号 (D8888888)
(52) 【意匠分類】J2-400
(51) 【国際意匠分類】Loc (10) Cl. 10-01
【Dターム】J2-400AA
(21) 【出願番号】意願2016-123456 (D2016-123456)
(22) 【出願日】平成29年10月5日 (2017. 10. 5)
(72) 【創作者】
【氏名】意匠 太郎
【住所又は居所】東京都港区虎ノ門1-2-3
(73) 【意匠権者】
【識別番号】987654321
【氏名又は名称】デザイン経営 株式会社
(74) 【代理人】
【識別番号】100999999
【弁理士】
【氏名又は名称】代理 太郎
【新規性喪失の例外の表示】意匠法第4条第2項の適用申請が有りました。

公開された日付です。

7桁の登録番号がつけます。

登録された日付です。

どのような物品、建築物、
内装かが記載されます

分野ごとに分類が付与されます。

出願した日付です。

意匠を創作した方の名前です。

権利者です。

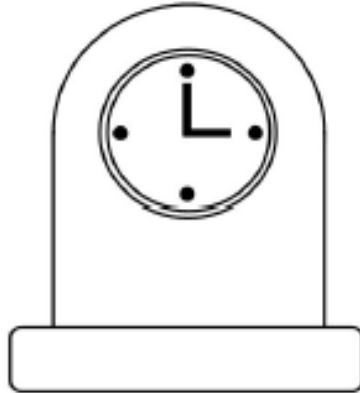
代理人がいる場合に記載されます。

(5 5) 【意匠に係る物品の説明】 この意匠は、家庭用の置時計である。

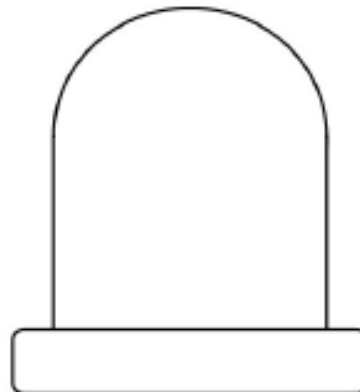
(5 5) 【意匠の説明】 右側面図は、左側面図と対称にあらわれるため省略する。

【図面】

【正面図】



【背面図】



使用用途や、
図面に関する記載です。

以降、図が順々に掲載されます。

【平面図】



【右側面図】



【底面図】



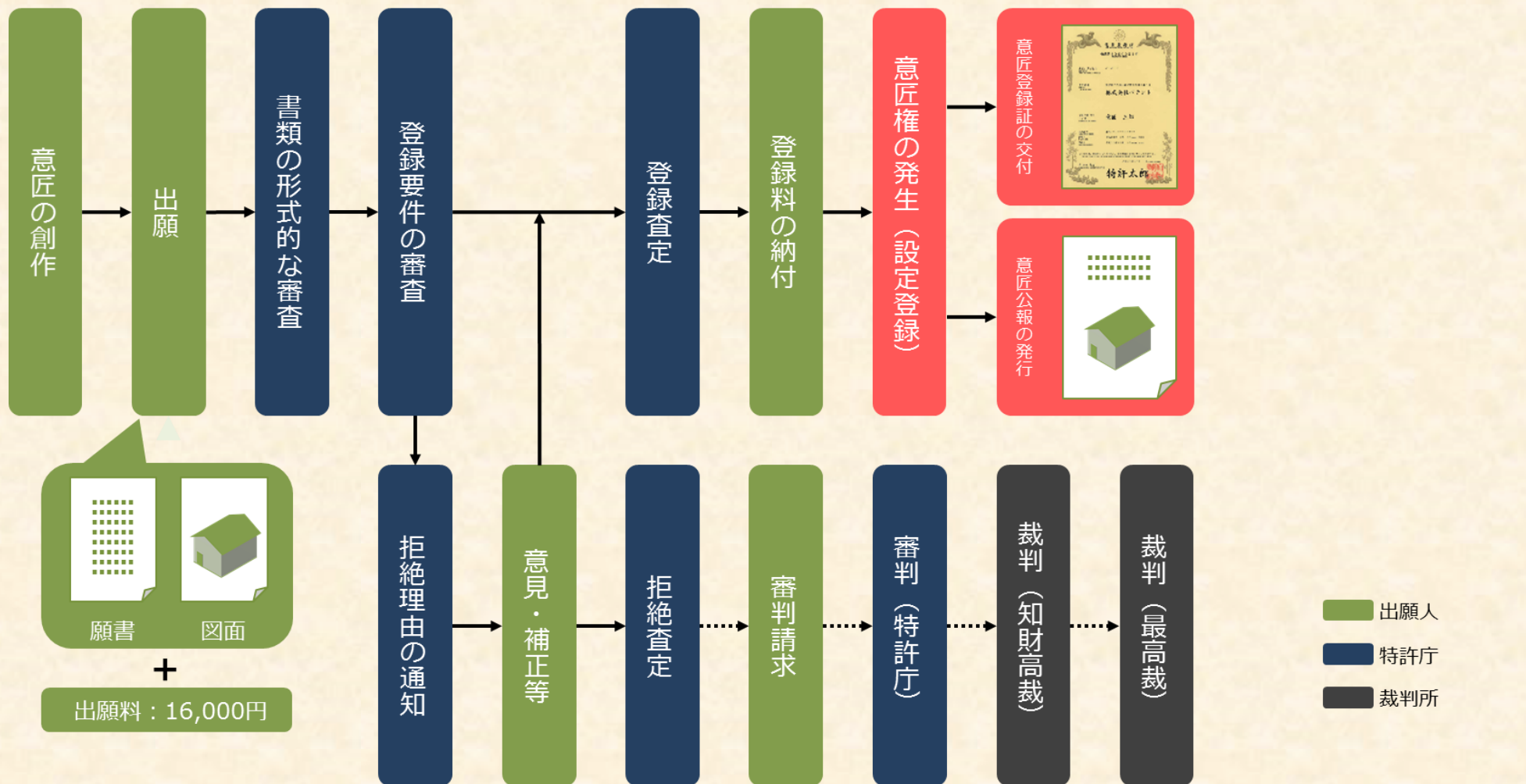
最後に、審査官が審査で特に参考とした文献が掲載されます。

(56) 【参考文献】 意登 1 2 3 4 5 6 7 意登 2 4 6 8 1 0

出願から登録までの流れ

権利化までの平均期間：7ヶ月

権利期間：出願から最長25年



意匠登録を受けられる人

出願人

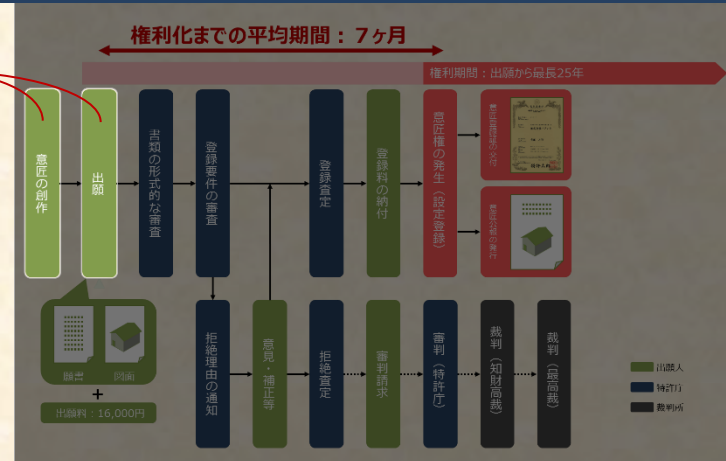
(意匠法第15条2項で準用する特許法第33条、第34条)

「意匠の創作をした人」に 意匠登録を受ける権利があります。

例：意匠設計者、インテリアデザイナーなど

意匠登録を受ける権利は、他者に譲渡することもできます。

いまココ

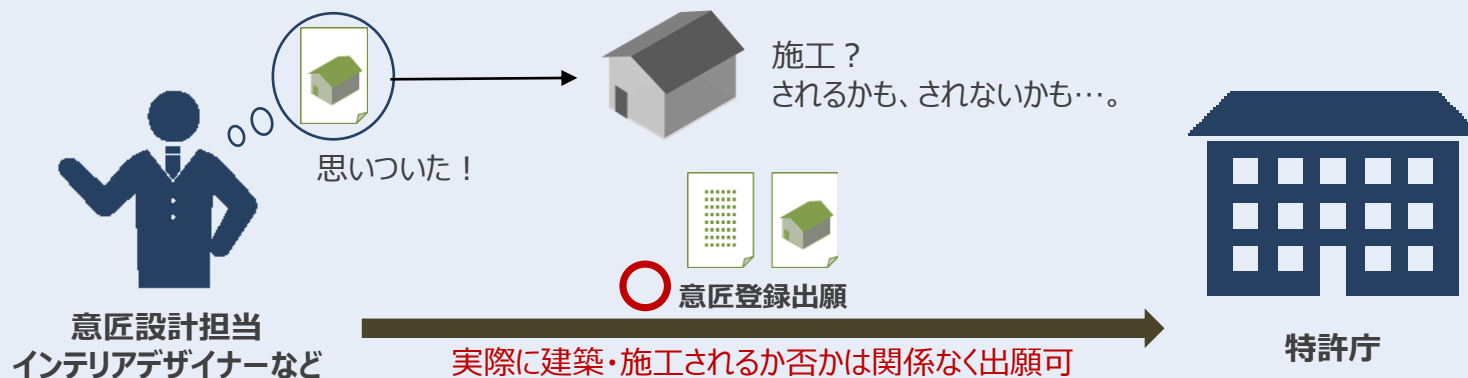


★実際の建築・施工の有無に関わらず出願できます★

意匠の創作をした時点で、意匠登録を受ける権利が発生します。

その意匠が実際に建築・施工されなかったとしても、出願は可能です。

例えば、まだ採択されるかわからないコンペ応募案など、意匠創作をした時点から出願できます。



出願を受け付けたら…

特許庁

(意匠法第16条など)

まず、書類の形式的な審査をします。
(書類の体裁、料金の納付など)

問題がなければ、
出願された意匠の審査を始めます。
(新規性、創作非容易性など)

■ 意匠審査基準

審査をする際に、意匠審査官が参照するもので、
どのような観点から建築物、内装の意匠の審査をするのか、詳細に記載されています。
内容はすべて特許庁HPで公開しています。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html

いまココ



日本意匠分類

特許庁

各出願に日本意匠分類をつけます。

出願内容を見て、審査官が判断・付与します。

**建築物（土木構造物含む）・内装の意匠の多くは、
L 2・L 3という分類です。**

いまココ



■ 日本意匠分類

先行意匠調査の効率化のため、すべての出願と、特許庁の審査用データベース資料に付与しています。
分野ごとにAグループからNグループ（画像はW）があり、それぞれについて、さらに細分化されています。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html

建築物・内装の意匠に関する分類の例

L2-5010	橋りょう など
L2-600	防波堤、ダム など
L3-100	ガスタンク、煙突、灯台 など
L3-130	駅舎、空港ターミナル など
L3-140	鉄塔、電柱 など

L3-2000	高層ビル など
L3-21	戸建住宅 など
L3-24	ロードサイド店舗 など
L3-70	病院の内装 など
L3-71	オフィスの執務室の内装 など

意匠の認定

特許庁

出願された意匠の内容を把握します。

どのような用途・機能なのか、どのような形態なのか、など
審査官は提出された願書・図面の記載から把握します。
これを「意匠の認定」といいます。

いまココ



■ 登録できないもの（例）

① 用途がわからない

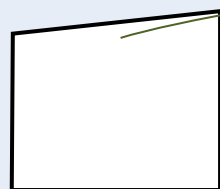
例）願書に「建物」とだけ記載されており、どのような用途の建築物なのか不明。

② 形態を特定できない（図面が整合しない・図面が足りない）

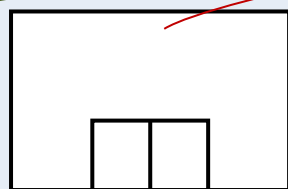
例）図面に矛盾があり、一つの形態を導き出せない。

例）図面が不足しており、形態を特定できない箇所がある。

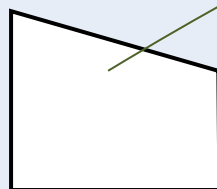
図面が整合しない



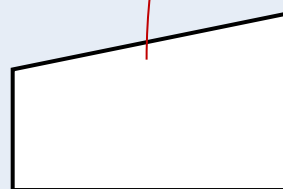
【左側面図】



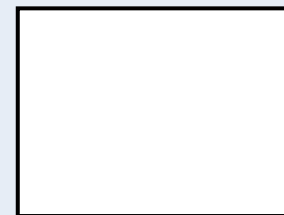
【正面図】



【右側面図】



【背面図】



【平面図】

先行意匠調査

特許庁

先行意匠を調査します。

審査官は、特許庁のデータベースを基本に、
出願意匠に似たものがないか等、先行意匠を調査します。

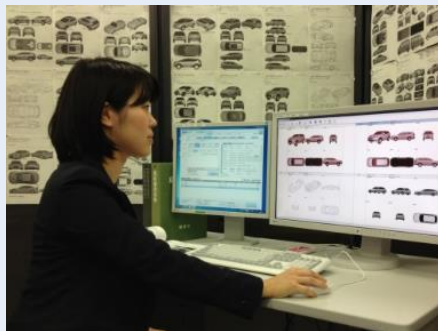
いまココ



■ 特許庁のデータベース

日本や海外の特許庁で発行している意匠公報のほか、雑誌やカタログ、インターネットなどに掲載されている様々な意匠を、審査資料として日々蓄積しています。（約1,100万件 ※2018年度末時点 全分野合計）

建築やインテリア関係の資料も拡充しており、すべての資料は、審査官が自席の端末から見るすることができます。このほか、データベースに登録されていない資料についても、審査官は必要に応じてサーチを行います。



- 出願意匠
- 特許、実用新案公報
- 外国公報
- 雑誌、カタログ、インターネットなどの公知意匠

登録要件の判断

特許庁

登録できるか否か検討・判断します。

審査官は、先行意匠調査の結果を考慮して判断します。

主な登録要件は以下のとおりです。

登録にはすべての要件を満たす必要があります。

いまココ



■ 意匠ごとに出願されていること (P.29)

一意匠一出願

■ 工業上利用できる意匠であること (P.31)

意匠を構成するものであること／意匠が具体的なものであること／工業上利用することができるものであること

■ 新規性 (P.32)

公知の意匠と同一・類似の意匠でないこと

■ 創作非容易性 (P.34)

公知の意匠から容易に創作できた意匠でないこと

■ 先願 (P.36)

同一・類似の意匠について最先の出願であること

■ 不登録事由 (意匠法第5条)

公序良俗に反する意匠でないこと、必然的形状の意匠でないこと、等

登録できない理由の通知（拒絶理由通知書）

特許庁

（意匠法第19条で準用する特許法第50条）

登録できないと判断した場合、
審査官はその理由を通知します。

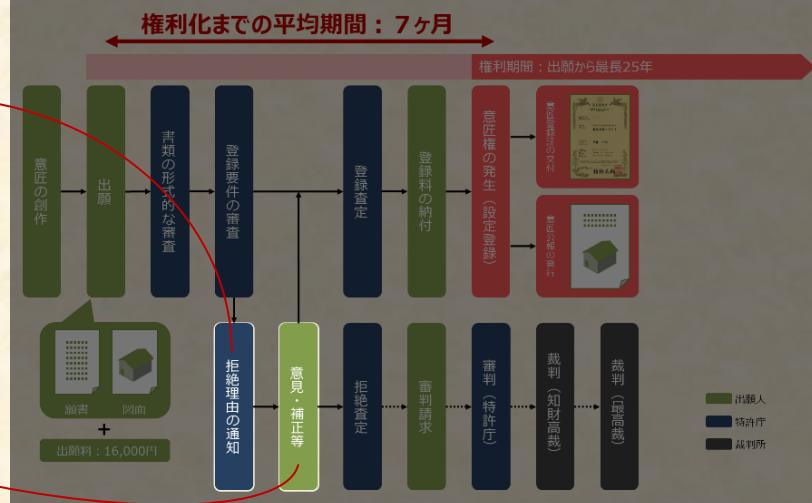
→ この通知を「拒絶理由通知書」といいます。

出願人

これに皆様から“返信”することもできます（意見書）。

★このやり取りを経て、登録できない理由が解消する場合があります。

いまココ



★審査官と面接できます★

拒絶理由の通知書には、担当審査官の連絡先が記載されています。

審査官と意思疎通を図りたい場合、電話やFAXでやり取りができるほか、実際に対面して、面接形式でのやり取りも可能です。どうぞお気軽にお問い合わせください（以下の3種類あります）。

- ① 特許庁庁舎（東京）での面接
- ② インターネット経由のテレビ面接
- ③ 審査官が皆様のお近くに出向いての出張面接

面接ガイドライン【意匠審査編】（特許庁HP）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html

登録査定

特許庁

(意匠法第18条)

登録できると判断した場合
審査官は「登録査定」します。



出願人

いまココ

登録査定が届いたら、30日以内に登録料を忘れずに納付してください。

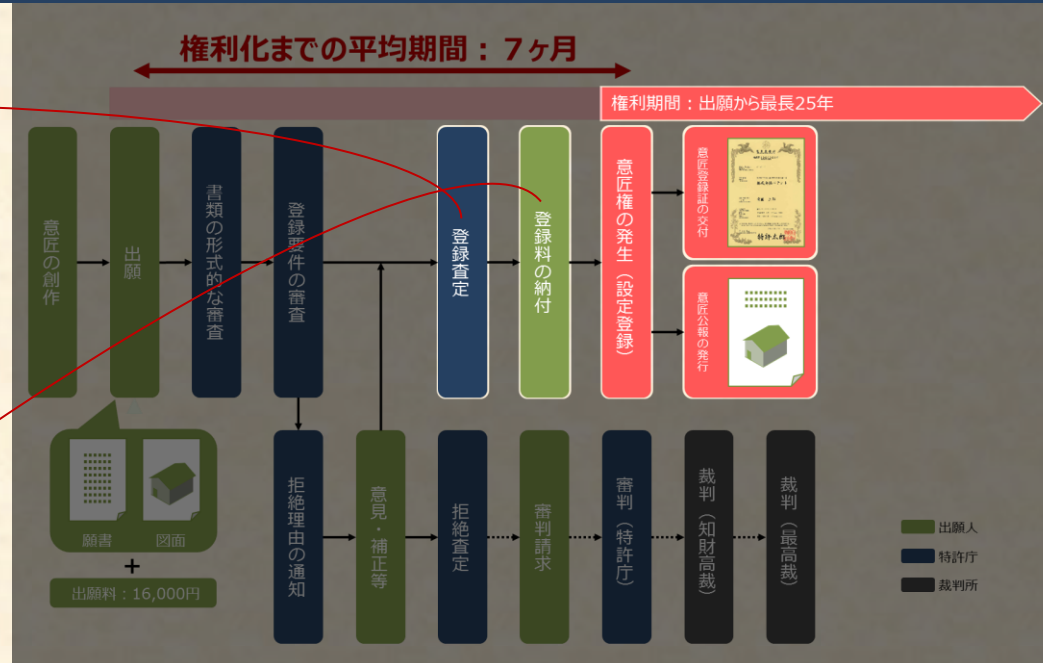
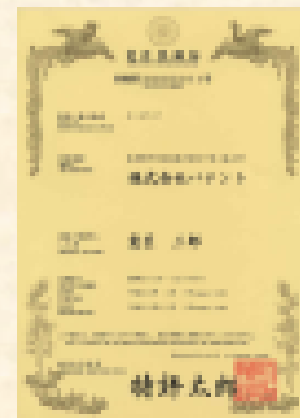
この登録料の支払いがないと、権利になりませんのでご注意ください。

手続の詳細は以下のページをご参照ください。

■ 設定登録の手続（特許庁HP）

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/settei_touroku.html

手続が完了次第、皆様のお手元に「意匠登録証」が届きます→



04 主な登録要件

意匠ごとに出願されていること

(意匠法第7条など)

複数の意匠を、一つの出願に含めることはできません。

建築物・内装の意匠における、「一の意匠」の主な考え方は、以下のとおりです。

①願書に、2以上の用途を併記することはできません (願書の【意匠に係る物品】については p.51,52参照)

建築物 ×【意匠に係る物品】住宅、工場 ×【意匠に係る物品】ホテル及び病院

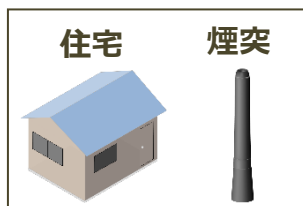
※オフィスや店舗、ホテル機能を兼ね備えたビルなど、複合的な用途をもつ建築物の場合の記載は、p.51参照。

内装 ×【意匠に係る物品】オフィスの執務室の内装、学校用教室の内装 ×【意匠に係る物品】ホテル客室の内装、兼、病室の内装

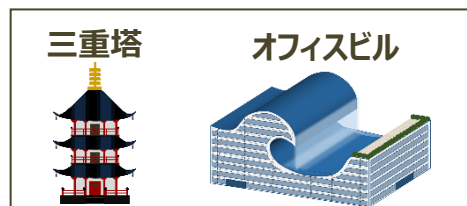
※オフィスの執務室と同じ空間に併設したカフェなど、複合的な用途をもつ内装の場合の記載は、p.52参照。

②図面に、関係がない複数の建物や内装を記載することはできません (図面については、p.42以降参照)

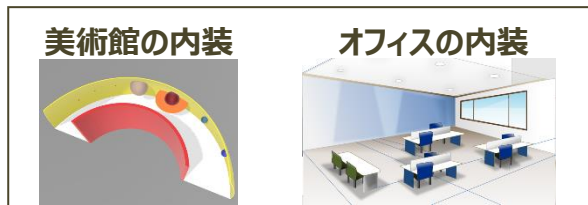
建築物 ×



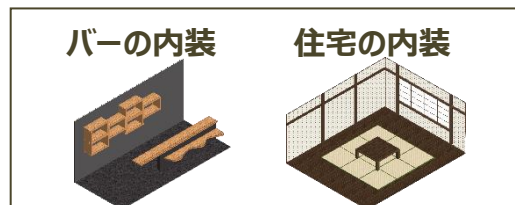
×



内装 ×



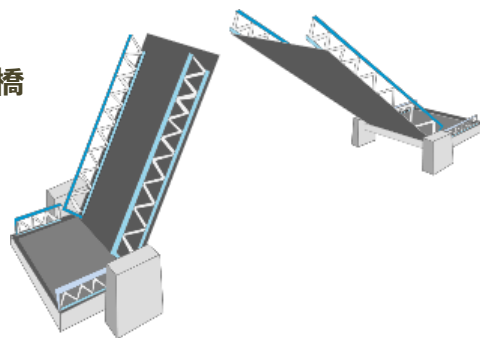
×



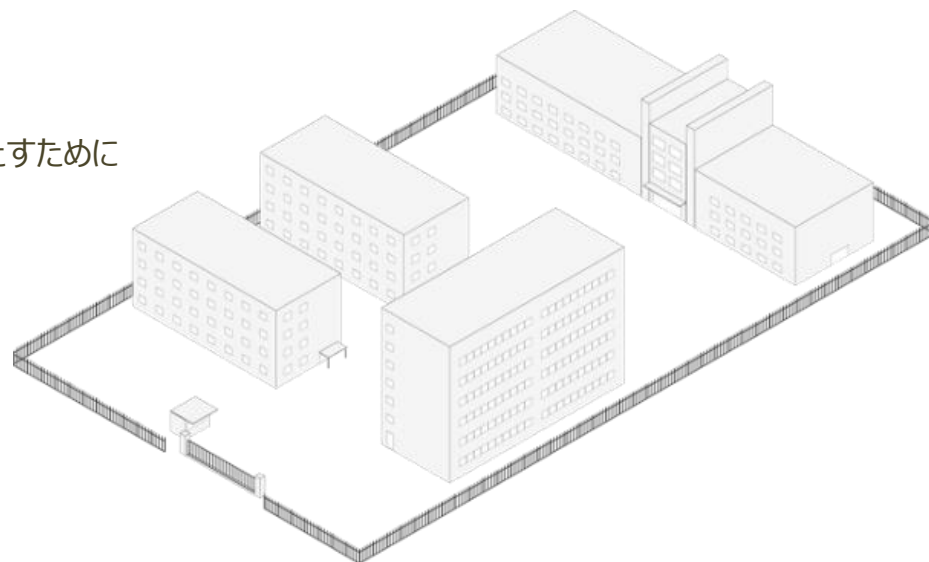
図面中に、物理的に離れた構成物が複数あっても、以下に該当する場合は、「一の意匠」と扱います。

①社会通念上、全ての構成物が、一の特定の用途・機能を果たすために必須の場合

○ 中央で分離している可動橋



○ 同一敷地内に建設された学校の校舎



②社会通念上、全ての構成物が、一の特定の用途・機能を果たすために何らかの結びつきがある場合であって、以下に該当する場合

- (ア) 近接して建設することを考慮して形状の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合
- (イ) 社会通念上一体的に実施がなされうる得るものである場合

空間を仕切る壁などで分断されることのない、物理的に一続きの空間を「一の意匠」と扱います。

✕ 別個の空間となっている「ホテルロビーの内装」と、「ホテル客室の内装」

✕ 「駅舎の内装」と、「鉄道車両の内装」

※ただし、空間を仕切る壁が透明となっている場合など、

物理的には区切られていても、視覚的に一続きの空間と認められる場合は、「一の意匠」と扱います。

工業上利用できる意匠であること

(意匠法第2条、第3条、第8条の2など)

意匠法上の建築物・内装の意匠に該当すること (P5,P6参照)

- 建築物** **×** 自然の岩、自然の樹木など（人工構造物ではない）
× スキーゲレンデ、ゴルフコースなど（人の手が加えられているものの、自然物を意匠の主たる要素としている）
- 内装** **×** 天井裏や床下、壁裏、パイプスペースなど（施設利用者が通常視認することのないもの）

使用目的や使用状態、用途がわかること

どのような用途で使用する建築物（or 内装）か、どのように使用するのか、など

形状を特定できること

図面に意匠が十分開示されているか、図面は整合しているか、など

視覚に訴えるものであること

通常見えないような部分ではないか、肉眼で視認できないような微細なものではないか、など

工業上利用できるものであること

同一のものを複数量産しうるか、など

(意匠法第3条1項各号)

出願前に公開されたデザインでないこと

出願する前に、雑誌やカタログ、インターネットなどに公開されたもの、それに類似するものは、皆に知られたデザイン（＝新規性がない意匠）として、登録することができません。

★出願前に、創作した意匠を公開すると、新規性を失うことになりますのでご注意ください。

この例外として…

※やむを得ず意匠を公開し、その後に登録したい場合（意匠法第4条）

例えば、公開コンペに応募した案など、意匠が公開された後に実施が決まり、その後に意匠登録出願をしたい場合など、そのまま出願すると、新規性がない意匠として審査で拒絶されます。

このような場合は、公開から1年以内に限り、所定の手続きを行って出願すれば、そのコンペで公開した意匠に限り、新規性を失ったとはしない規定があります。詳細は以下を参照ください。

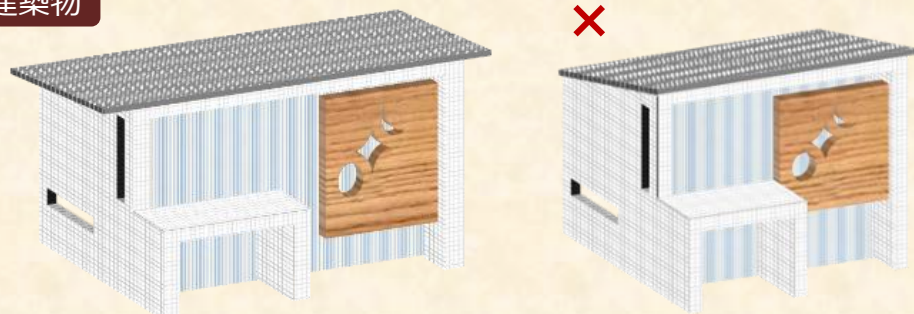
意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きについて（特許庁HP）

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html>

(出願前に公開されたデザインのみならず…)

出願前に公開されたデザインと“類似する意匠”についても、新規性がないとして、登録することができません。

建築物



公知意匠「住宅」 → 類似 → 出願意匠「住宅」

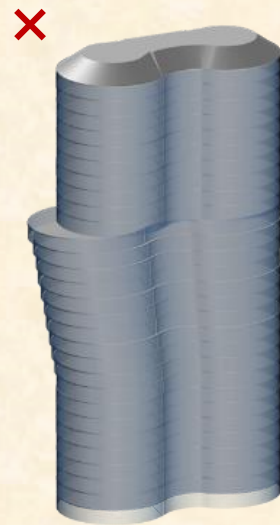
建築物



公知意匠「ホテル」

類似

出願意匠「ホテル」



内装

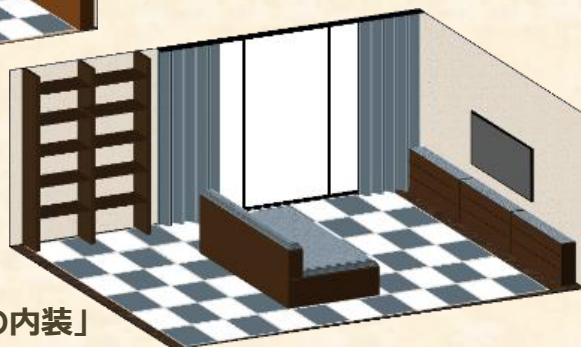


公知意匠
「Y邸のインテリア」

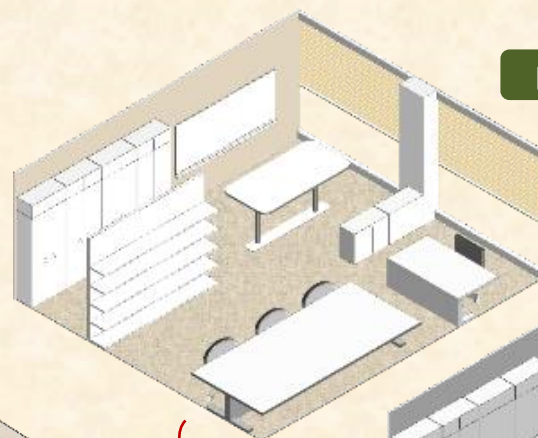
類似

出願意匠

「病院用待合室の内装」



内装

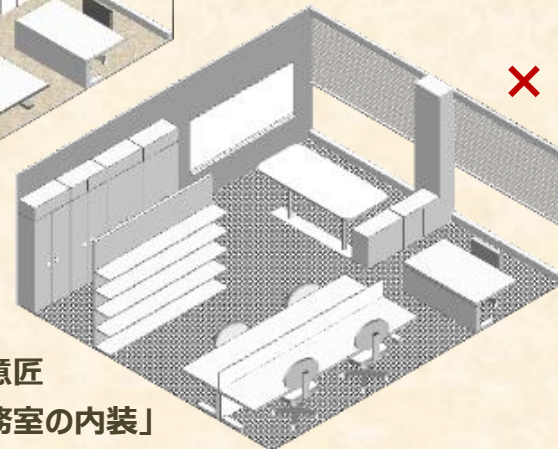


公知意匠「オフィス」

類似

出願意匠

「オフィスの執務室の内装」



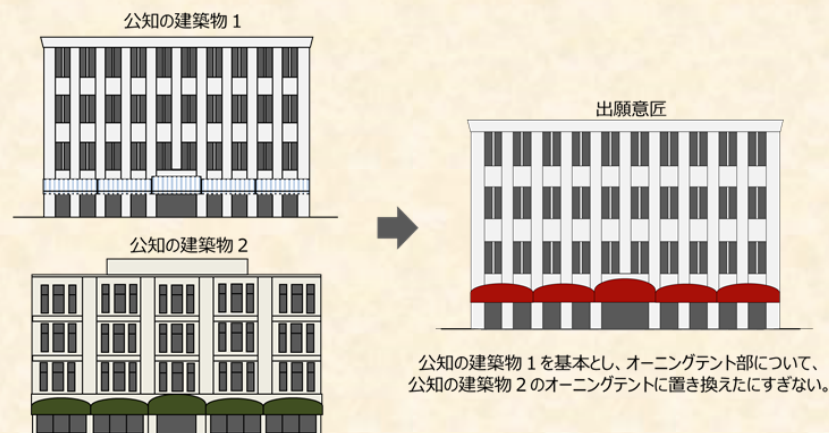
(意匠法第3条2項)

当業者が容易に創作できるものでないこと

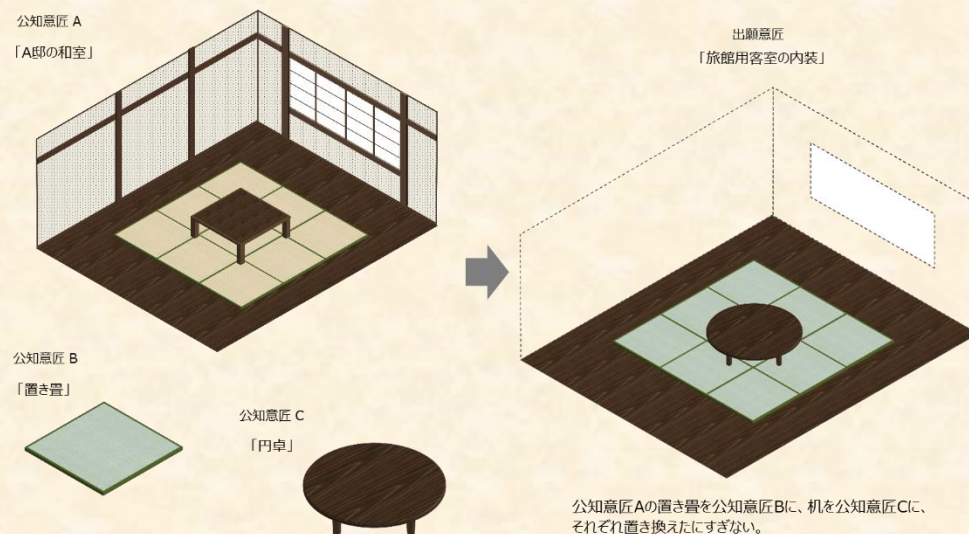
産業の発展を阻害するおそれがあるため、
当業者（意匠設計者やインテリアデザイナーなど）が容易に思いつく意匠は登録できません。

■ 創作容易な意匠の例（意匠審査基準 第IV部 第2章 建築物の意匠、第4章 内装の意匠）

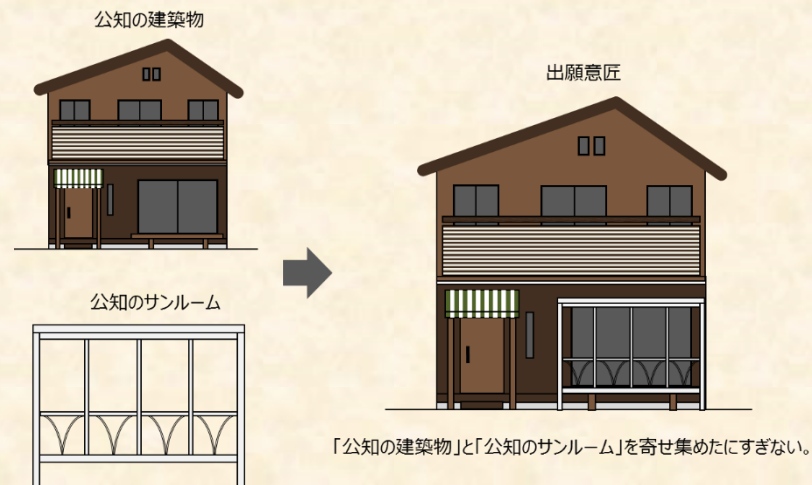
建築物 置き換え



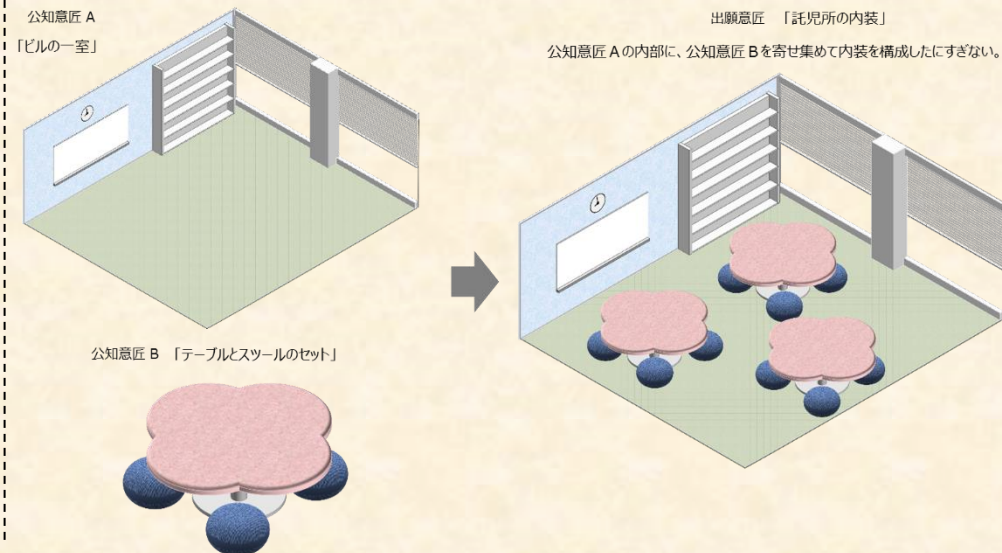
内装 置き換え



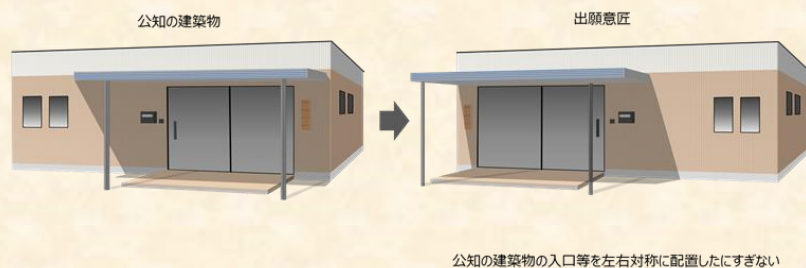
建築物 寄せ集め



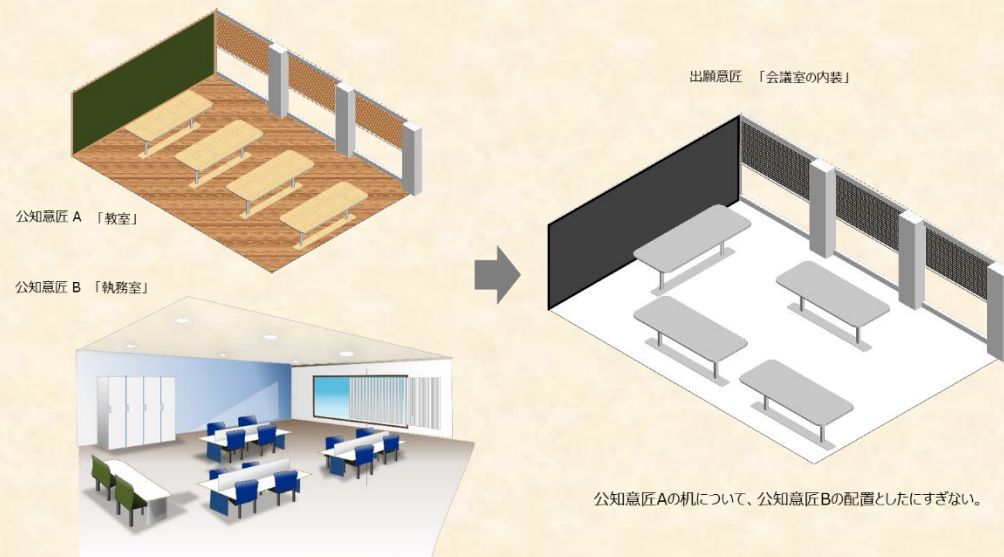
内装 寄せ集め



建築物 配置の変更



内装 配置の変更

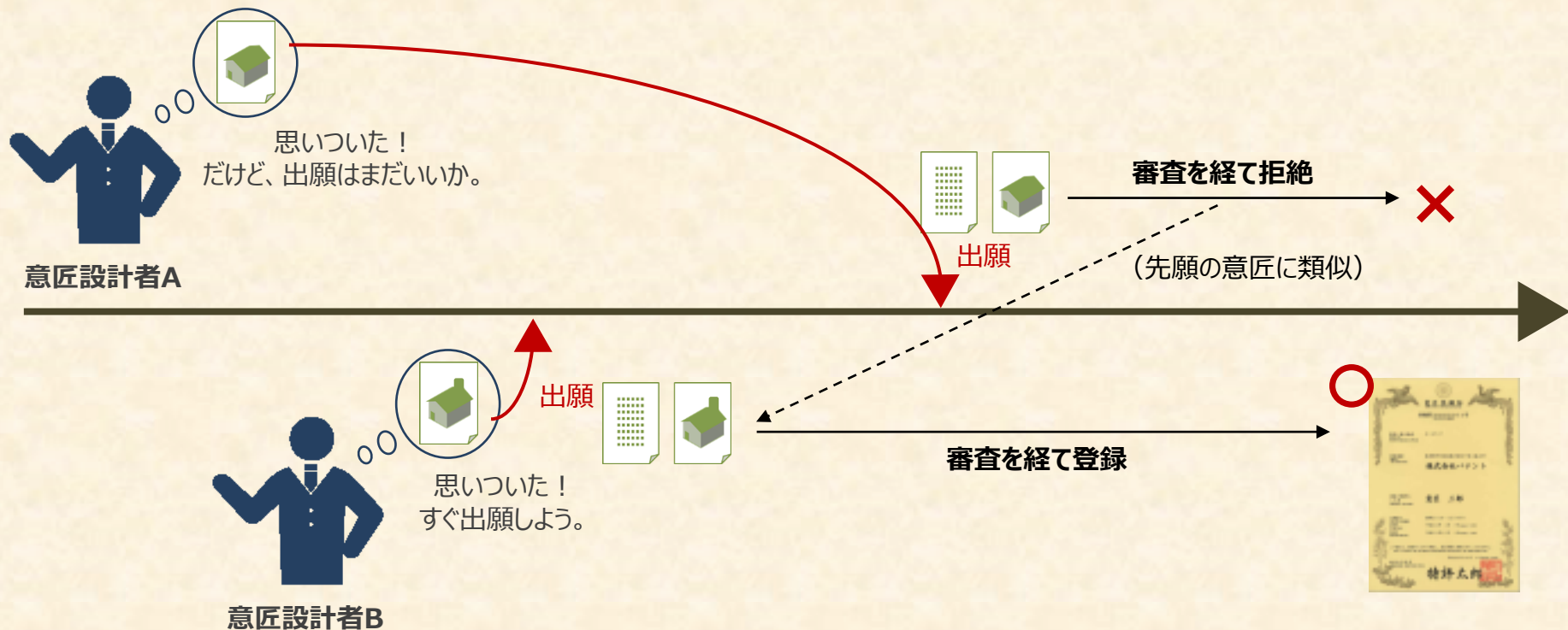


(意匠法第9条)

一番早い出願であること

類似の出願が同時期にあった場合、
審査では“特許庁に出願をした順”で登録を判断します。

■ 異なる人が類似のデザインをし、出願のタイミングが違う場合の例



05 様々な出願制度

建築物や内装の一部も出願できます

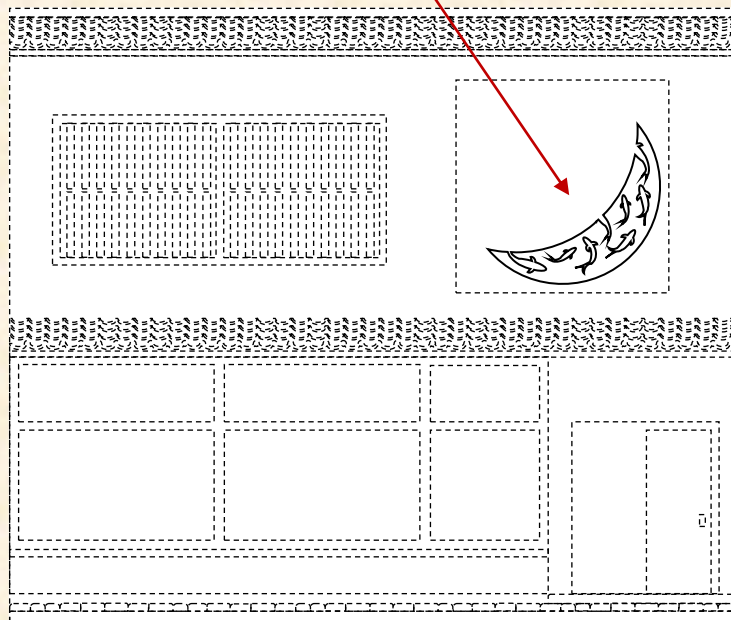
(意匠法第2条)

独創的で特徴ある創作部分を出願・登録できます。

建築物の外観の一部や、内装の一部に特徴的な創作をした場合、その部分について、意匠登録を受けることができます。

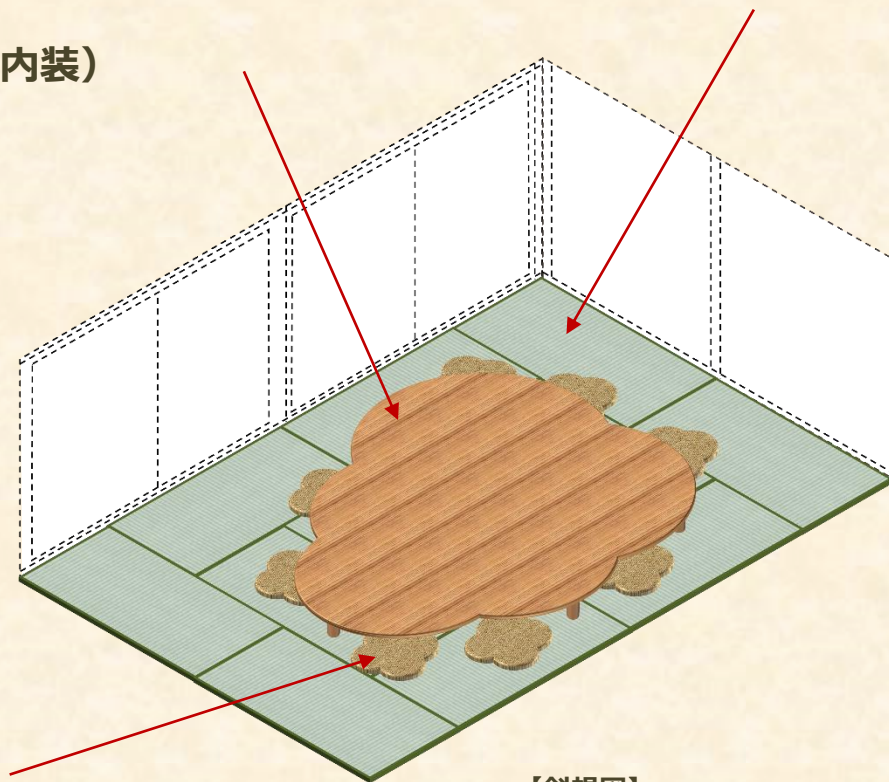
意匠登録を受けたい部分を実線で、その他の部分を破線等で描き分けます (詳細はP.74)

■ 飲食店の例 (外観)



【正面図】

(内装)



【斜視図】

(意匠法第10条)

バリエーションの意匠を登録できる制度です。

1つのデザインコンセプトから生まれた“類似する意匠”を複数登録できます。

※登録できる期間に制限がありますのでご注意ください（最初の意匠の出願から10年）

■ 空気清浄機の例

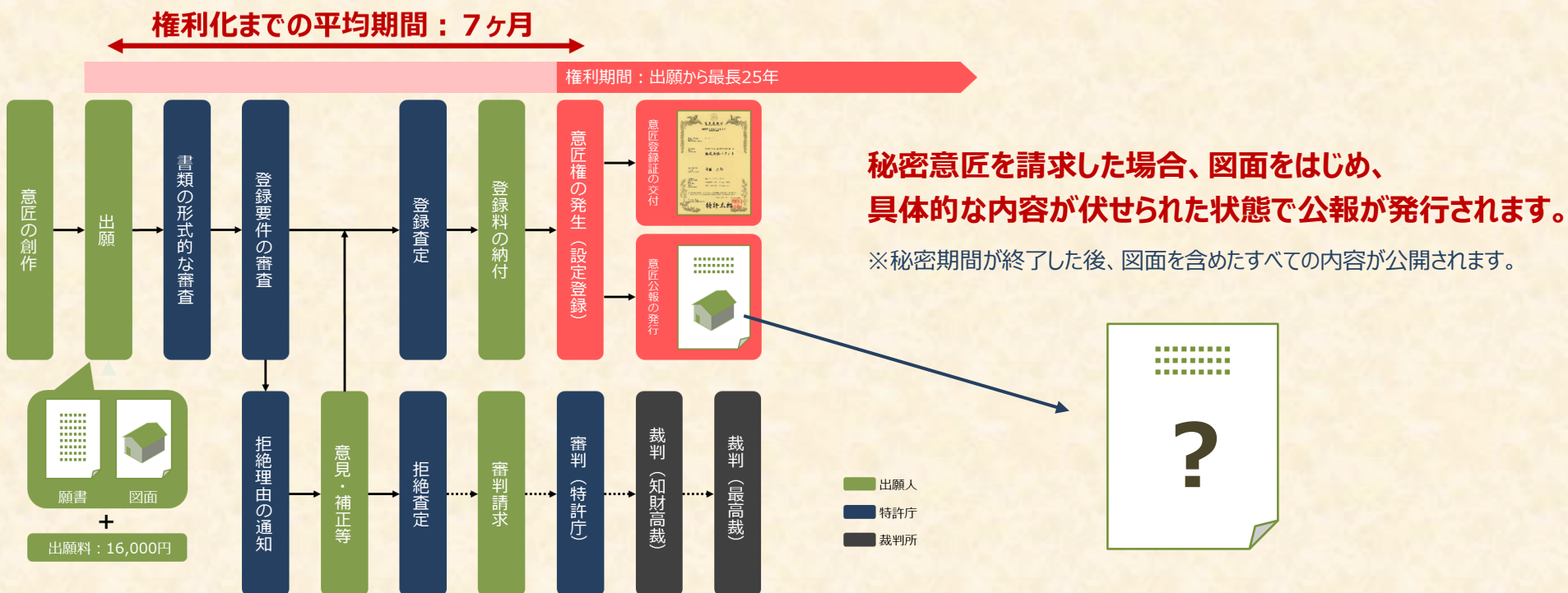


最初の意匠（基礎意匠）の出願から10年を経過する日前まで

(意匠法第14条)

一定期間、図面を公開せず秘密にできる制度です。

設定登録の日から最長3年間、登録した意匠の内容を秘密にしておくことができます。
例えば、プレスリリース前に意匠登録され、意匠公報が発行される場合などに有効です。



組物の意匠

(意匠法第8条)

**同時に使用される二以上のものを、
1つの意匠として登録できる制度です。**

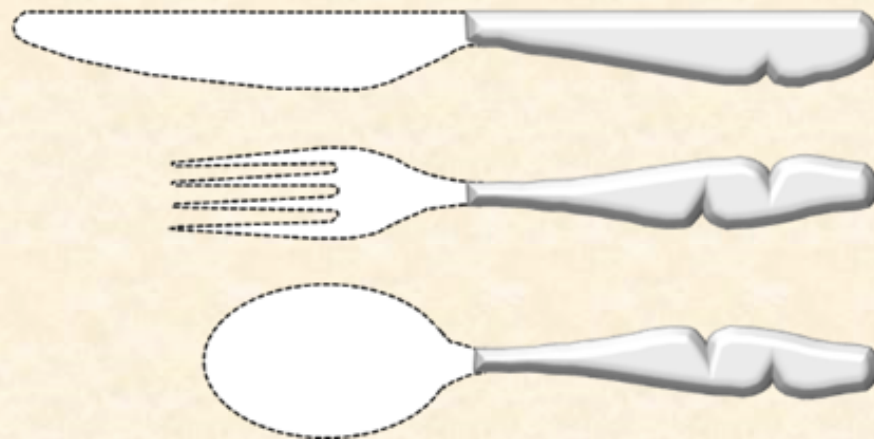
一意匠一出願 (P.29,30) の例外としての制度です。

出願できるもののリストはP.77、図面の表し方はP.78を参照ください。

■ 一組の飲食用容器セットの例



■ 一組の飲食用具セットの例



06 願書・図面の記載

インターネットで出願できます。

紙面で出願もできますが（特許庁窓口へ直接提出 or 郵送）

書類を電子データ化する手数料が別途必要です（基本料金2,400円＋書面1枚あたり800円）

■ 初心者のための電子出願ガイド（特許庁HP） ※Windowsのみ対応

願書の作成から出願まで、画面の指示に従って操作するだけで簡単に行うことができます。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/hajimete/index.html>



基本の書類（願書・図面）

（意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など）

出願の基本書類は、「願書」と「図面」の2つです。

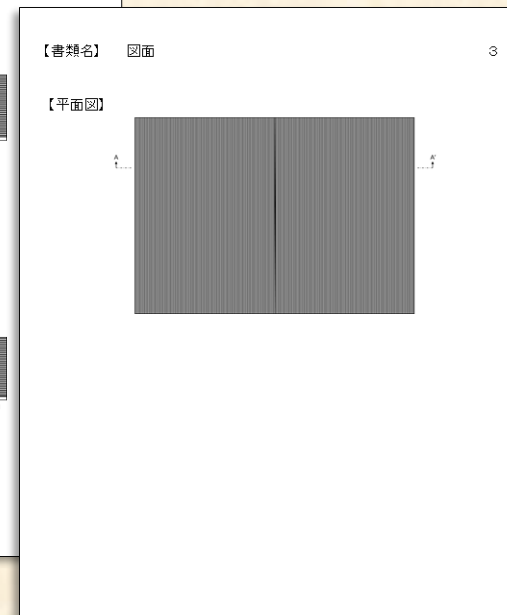
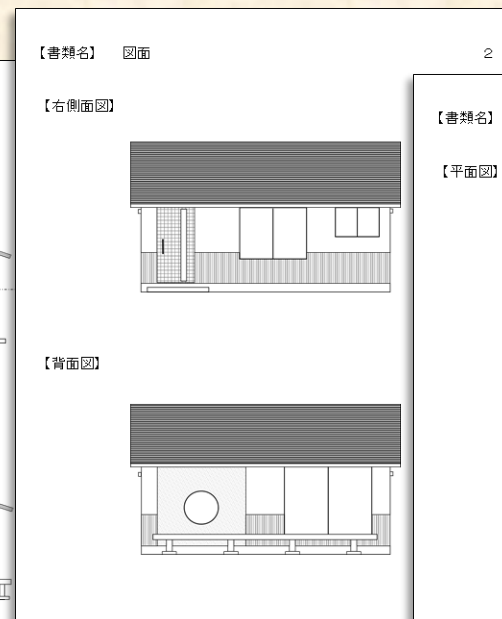
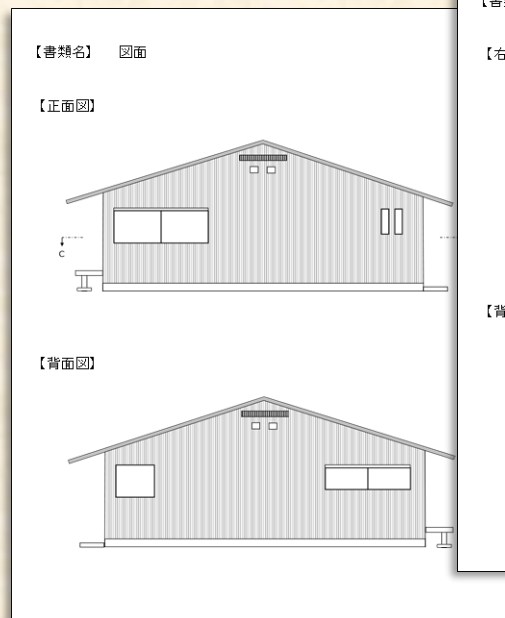
氏名・住所、出願意匠の説明などを記載

＜願書の例＞

【書類名】 意匠登録願
【整理番号】 DESIGN1
【提出日】 令和2年4月1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】 住宅
【意匠を創作した者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名】 意匠 太郎
【意匠登録出願人】
【識別番号】 012345678
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 デザイン経営株式会社
【代表者】 経営 匠
【代理人】
【識別番号】 876543210
【住所又は居所】 東京都港区六本木3-2-1
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理 次郎
【電話番号】 03-1234-5678
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 012345
【納付金額】 16000
【提出書類の目録】
【物件名】 図面 1
意匠に係る物品の説明
この住宅は、平日は都会で勤務及び居住し、休日は地方で暮らすといった
二地域居住をする人や、別荘での利用を主に想定した平屋建住宅である。
【意匠の説明】
正面図、背面図、左側面図、右側面図に表された窓はいずれも透明である。
右側面図に表された玄関ドアの縦長矩形部は透光性を有する。

出願意匠そのものの形態を表す
（線図のほか、CG、写真も可）

＜図面の例＞



願書の記載例（オンライン出願）

【書類名】 意匠登録願
【整理番号】 DESIGN 1
【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】 特許庁長官
★【意匠に係る物品】 住宅
【意匠の創作をした者】 東京都千代田区霞が関 3－4－3
【住所又は居所】 意匠 太郎
【氏名又は名称】
【意匠登録出願人】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
【識別番号】 東京都千代田区霞が関 3－4－3
【住所又は居所】 デザイン経営株式会社
【氏名又は名称】 経営 匠
【代表者】
【代理人】 8 7 6 5 4 3 2 1 0
【識別番号】 東京都港区六本木 3－2－1
【住所又は居所】
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理 次郎
【電話番号】 0 3－1 2 3 4－5 6 7 8

出願人自身の案件管理のため、出願人が任意に記載します。
同時に2以上の出願をする時には必ず記載してください。
ローマ字（大文字）、アラビア数字、「－」のみ使用可。

建築物または内装の用途及び機能がわかるように記載します。
（詳細はP.51）
漢字、ひらがな、カタカナ以外は使用不可。

複数人いる場合は、欄を繰り返し設けます。
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】～
【氏名又は名称】～
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】～
【氏名又は名称】～

審査を経て登録された場合、【意匠権者】になります。
（P.16参照）

識別番号を取得している際に記載します。
（取得していない場合は記載不要）
識別番号を記載した場合は【住所又は居所】の欄を省略可

出願人が法人の場合【氏名又は名称】の下に
【代表者】の欄を設けます。
※【代理人】の記載がある時は省略可

代理人がいる場合に記載します。
（いない場合は記載不要）

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

0 1 2 3 4 5

【納付金額】

1 6 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】

図面 1

写真のみで表す場合は【写真 1】と記載します。

図面と写真の両方を用いる場合は、以下のように記載します。

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【物件名】 写真 1

【意匠に係る物品】の記載（P.45）だけでは、その建築物や内装を十分に理解できない場合など、建築物又は内装の使用の目的、使用の状態等、理解を助ける記載をします（詳細はP.53）。

★【意匠に係る物品の説明】

この住宅は、平日は都会で勤務及び居住し、休日は地方で暮らすといった二地域居住をする人や、別荘での利用を主に想定した平屋建住宅である。

★【意匠の説明】

正面図、背面図、左側面図、右側面図に表された窓はいずれも透明である。
右側面図に表された玄関ドアの縦長矩形部は透光性を有する。

図面に補足する形で形態に関する記載をします。
（詳細はP.54）。



以下、図面が続きます。

図面の記載例（オンライン出願）

図面は、線図のほか、CGや写真での表現も可能です。
必ずしも5面図（正面、背面、左側面、右側面、平面）で表す必要はなく、
斜視図（パース）などの表現も許容します。
ここでは住宅の外観を例に、線図で5面を表した例を紹介します。

【書類名】 図面

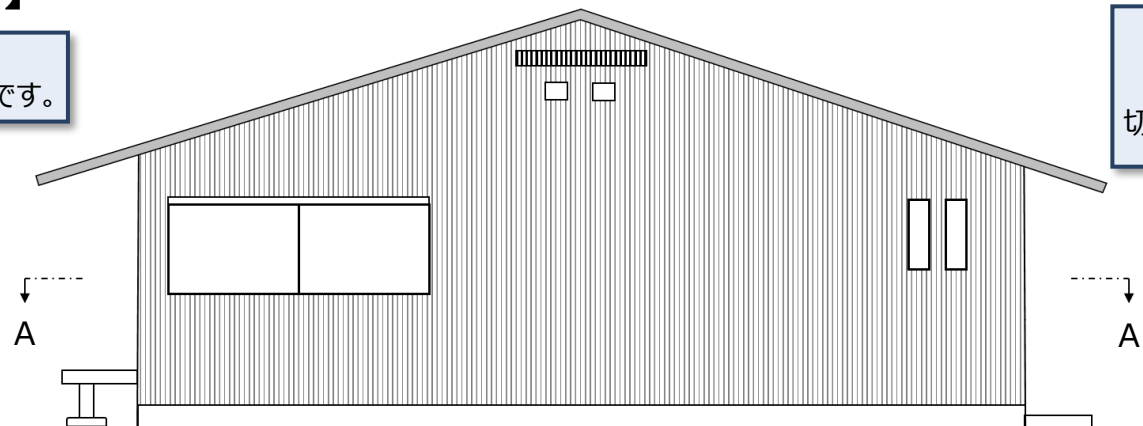
【正面図】

意匠登録を受けようとする意匠のみ、見えるままを表します。
寸法、方位、図面記号、仕上げ、室名などを表すことはできませんのでご注意ください。

各図の大きさは、
最大 横150mm、縦113mmです。

図面の記載順は自由です。

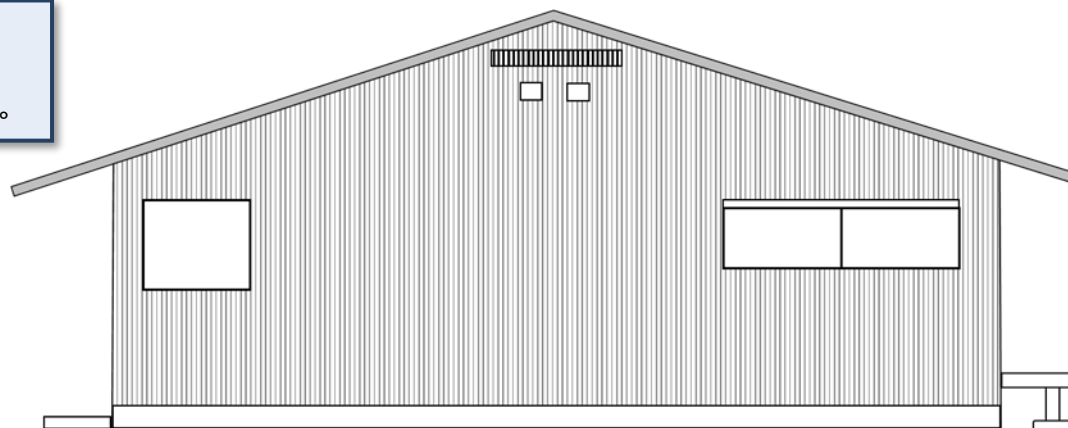
線の太さ
実線と破線：約0.4mm
切断面を表す平行斜線・鎖線：約0.2mm



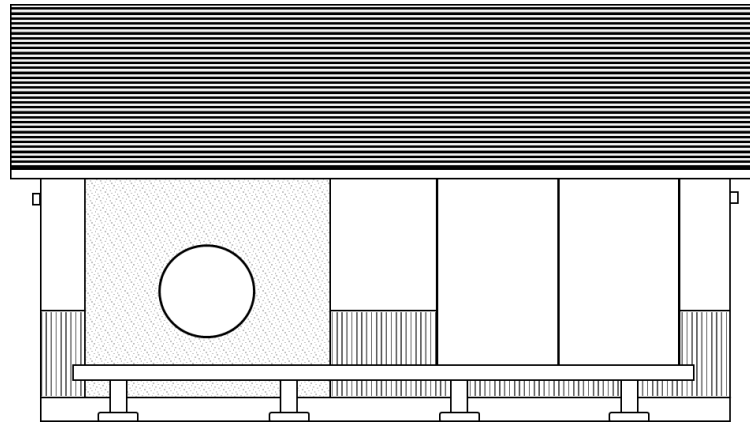
【背面図】

各図の縮尺が整合するように表します。

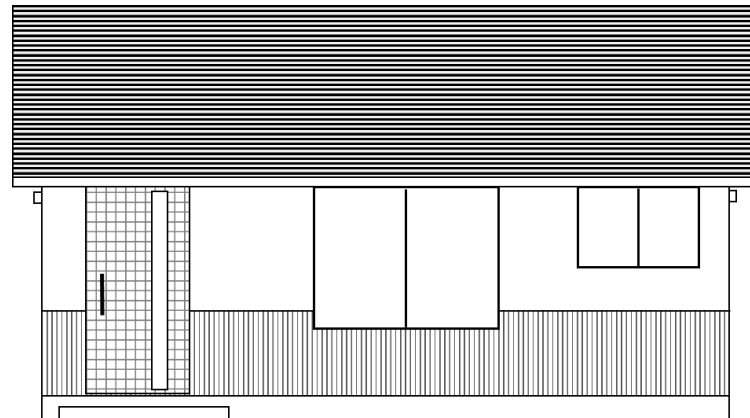
本事例では、正面図、背面図、
左右側面図と記載していますが、
“立面図”等の表現も許容します。



【左側面図】

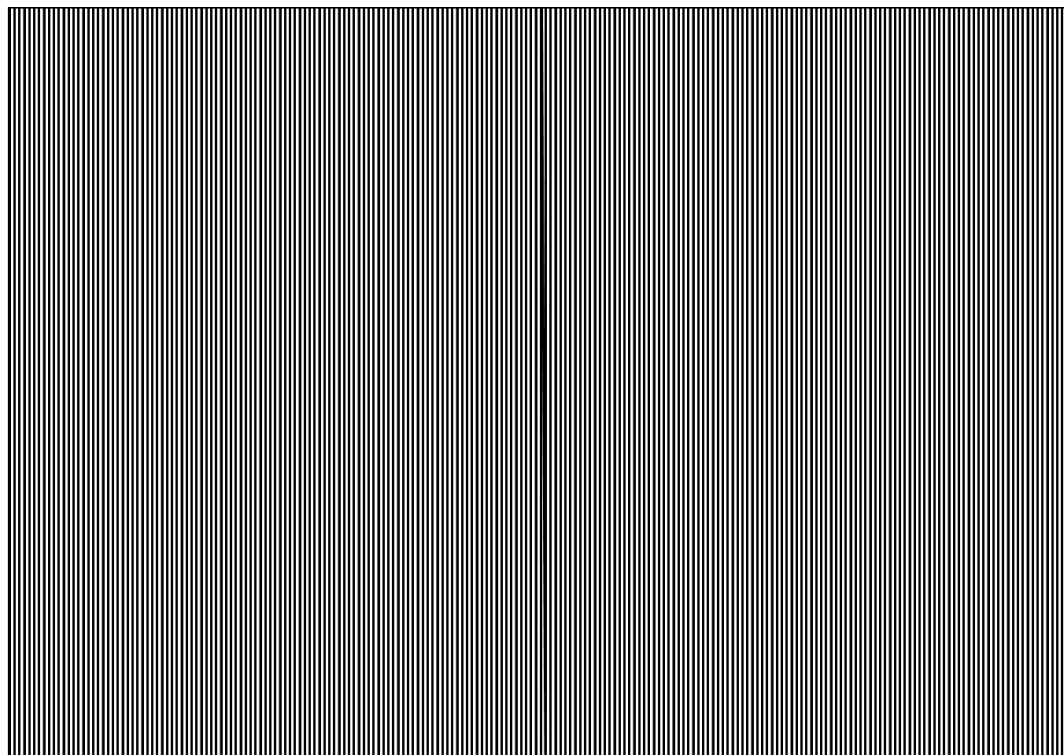


【右側面図】



【平面図】

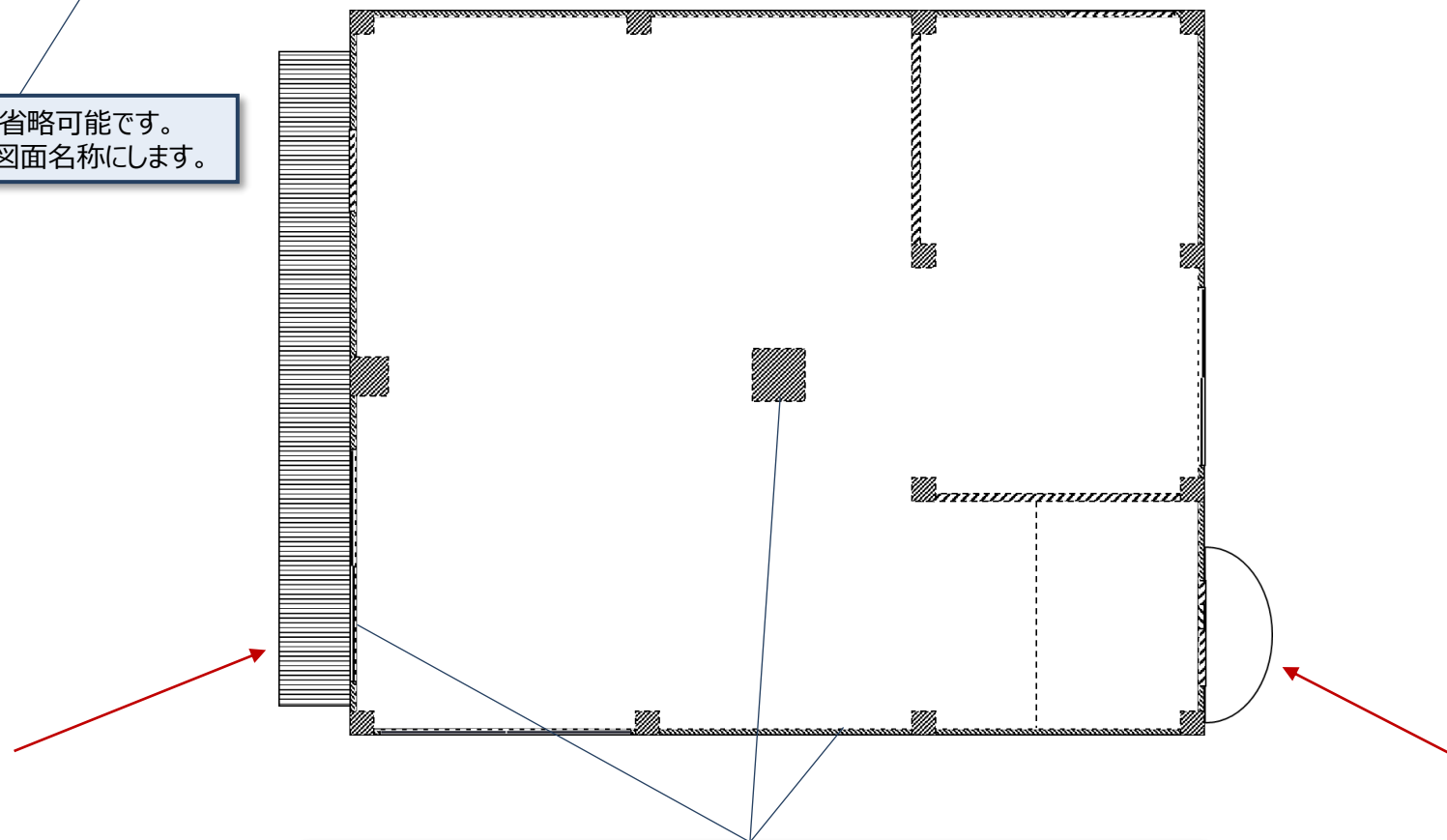
屋根伏図等の記載も認めます。



手前の面に隠れるなどして5面図（正面、背面、左側面、右側面、平面）で表しきれない部分は、断面図等を追加して表します。
この事例では、縁側の上面や、玄関前のステップ上面（赤矢印で示した部分）を表現しています。
どの部分を切断したかの引出線を正面図に記載しています（P.47）

【内部構造を省略したA－A'線断面図】

内部構造は省略可能です。
その旨を示した図面名称にします。



本事例では、住宅の外観について意匠登録を受けようとするもので、内部空間は意匠登録を受けない部分のため、実線ではなく破線で表します。

【意匠に係る物品】（記載例：P.45／57／59／60／62／67／69／71／72／73／75／76／78）

（意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など）

建築物または内装の、 「具体的な用途」がわかるように記載します。

単に「建築物」や「内装」と記載した場合、
その具体的な用途が不明なため、登録できない可能性があります。

建築物 【意匠に係る物品】記載例

＜単一の棟（構成物）の場合＞

住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋りょう、ガスタンク など

＜複数の棟（構成物）の場合＞

学校、商業用建築物 など

＜複合的な用途をもつ建築物の場合＞

様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明します。

例：【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

＜建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合＞

意匠登録を受けようとする部分の用途ではなく、建築物自体の用途を記載します。

例えば、住宅の浴室について意匠登録を受けたい場合は、浴室ではなく「住宅」と記載します。

★「〇〇の内装」または「〇〇用内装」と記載します。

★どのような施設における、どのような用途の内装であるか記載します。

施設の多くは様々な空間から構成されるため、施設のみならず、添付図面に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載します。

例えば、「ホテルの内装」と記載した場合、一般的にホテルは様々な複数の空間から構成されることから、この記載のみでは、ホテルのロビーの内装なのか、客室の内装なのか等を特定することができません。

よって、「ホテル客室の内装」のように、具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載します。

＜複合的な用途をもつ内装の場合＞

一の空間内において複合的な用途を持つ内装の場合、「意匠に係る物品」の欄に主たる内装の用途を記載し（各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載）、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明します。

例：【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】この内装はオフィスの執務スペースに加えて、同一空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や打合せ等に使用される。

＜適切な記載例＞

■ 商業・オフィス空間に関するものの例

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの執務室の内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店用内装、映画館の客席用内装、ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、スポーツジムのトレーニングルーム用内装、ホテルの客室の内装など

■ 住空間に関するものの例

住宅用リビングの内装、住宅用キッチン内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など

■ 教育・医療空間に関するものの例

学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

■ 交通関係空間に関するものの例

空港ターミナルロビーの内装、観光列車用の内装、客船用客室の内装、…など

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2など)

建築物または内装の理解のため、 「使用目的」や「使用状態」などを記載します。

例えば、一般的にあまり知られていないジャンルの建築物や内装を出願する場合や、特殊な形態なものなど、使用目的や使用状態を把握するのが困難な場合に有効です。

建築物

内装

【意匠に係る物品の説明】記載の留意事項

- **使用目的や使用状態が明らかな場合は、記載は不要です。**
- 記載がない、または不足していることにより、その建築物（or内装）の使用目的や使用状態が不明な場合、拒絶理由に該当する場合がありますのでご注意ください。
- 建築物や内装の「使用目的」、「使用状態」を理解できる**簡潔な記載**をお願いします。
(特許の明細書「発明の詳細な説明」のような長文にならないようお願いします。)
- 登録商標を説明中に用いることはできません。
- 文字のみ記載できます。図、表等の記載はできません。

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など)

図面に補足する形で、形態に関する記載をします。

例えば、意匠の一部が透明の場合（窓など）や、図を省略した場合、形態が変化する場合など、図面に補足する形で記載します。

建築物

内装

【意匠の説明】記載を必要とする事項

- 意匠を認識する上で、物品又は建築物の材質、大きさの理解を必要とする場合（P.72）
- 形態が変化する意匠について、その変化の前後にわたる形態の意匠登録を受けようとする場合（P.72/73）
- 白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合

★形態の全部又は一部が透明である場合（P.46/57/59/62/67/69/71/75/76/78）

- 立体表面の形態を特定するための線、点、その他のもの（陰）を記載した場合
- 図を省略した場合（P.56下部）
- 図を等角投影図法や斜投影図法で作成した場合
- 図をキャビネット図やカバリエ図で作成した場合
- 形態が連続する意匠の連続状態を省略した場合
- 長尺物の中間省略など、図の一部を省略した場合

ただし、当然に透明と認識できる場合は不要
(例：眼鏡のレンズや時計のガラス面など)

→ これらに該当しない場合、記載は不要です。

図面の基本

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など)

意匠登録を受けようとする意匠を明確に表します。

意匠権の客体は、実際に施工された現実の立体物ではなく、提出図面に表された立体です。

第三者にも形態が明確に理解できるよう表すことが必要です。

建築やインテリアデザインの現場で用いられる図面表現とは異なる点がありますのでご注意ください。

建築物

内装

図面作成における基本的な留意事項

■ **線の太さ** 実線及び破線：約0.4mm 切断面を表す並行斜線及び鎖線：約0.2mm

■ **各図面の大きさ** 横150mm、縦113mm以内

■ **縮尺** 特段の定めはありませんが、各図面の大きさが共通するように表します。

■ **図形の中に記入してはいけないもの**（参考図を除く）

中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字、
外観に表れない内部や裏側形状を表す隠れ線、その他意匠を構成しない線

※寸法、東西南北を示す方位記号、インテリアエレメントを示す文字記号なども含まれます。

■ **通常の使用状態において天地の方向性が決まっているものは、その方向性に従った図を描きます**

様々な図法

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など)

正投影図法をはじめ、様々な図法による表現を許容します。

意匠登録出願の図面として提出される主な図法は以下のとおりです。

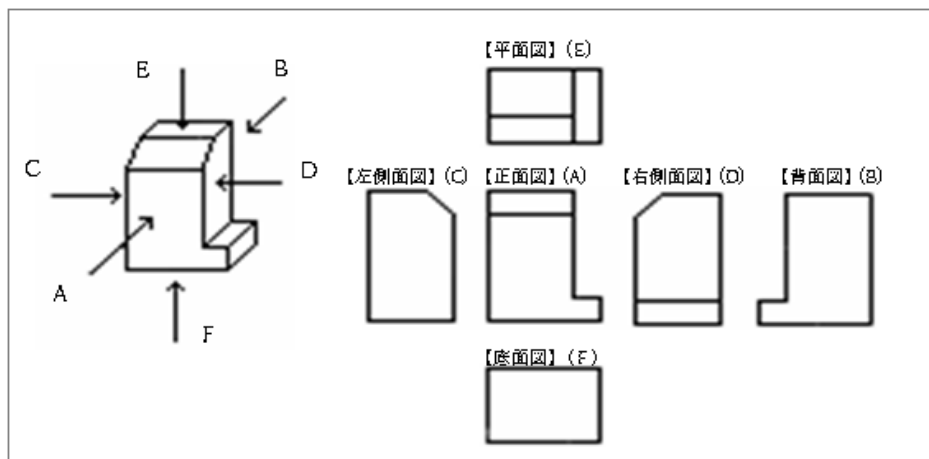
建築物

内装

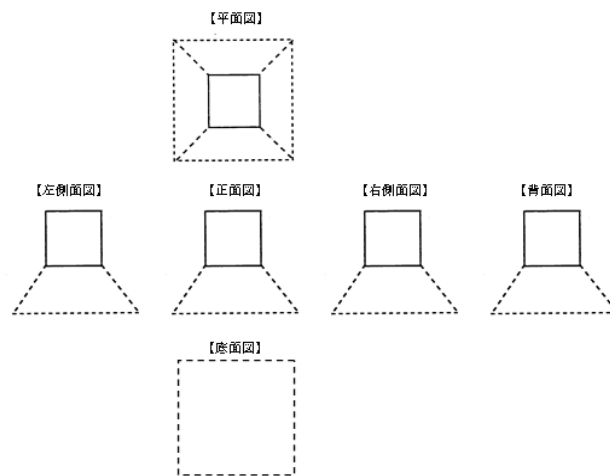
主な作図方法一覧

■ 正投影図法

隣り合う面が相互に直角である6方向の面に投影したもの（隠れ線を描かない点を除きJIS「製図」と共通）



【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。



※各図同一縮尺で表します。

※他の図と同一または対称の場合に記載を省略可能です（【意匠の説明】にその旨を記載してください）

記載例1：背面図は正面図と同一のため省略する。

記載例2：右側面図は左側面図と対称のため省略する。

■ 正投影図法で表した例（建築物の外観について意匠登録を受ける例）

意匠登録を受けようとする意匠のみ、見えるままを表します。
(寸法、方位、図面記号、仕上げなどは表しません)

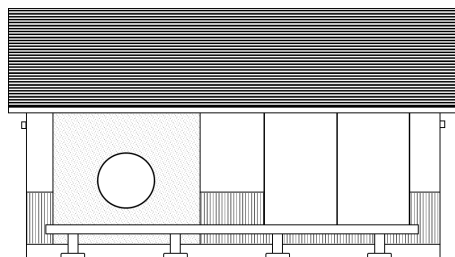
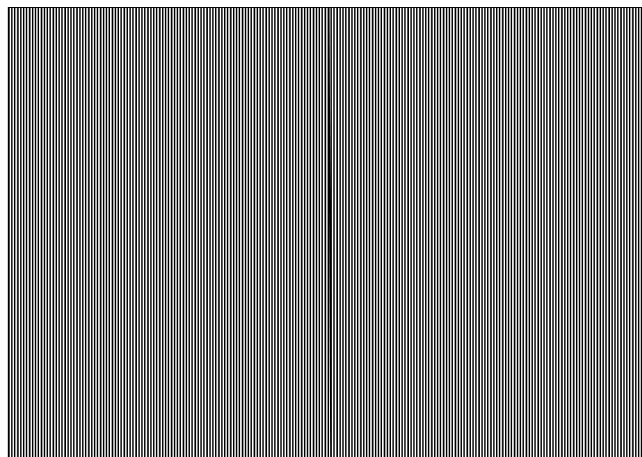
【意匠に係る物品】住宅

【意匠に係る物品の説明】この住宅は、二地域居住をする人や、別荘での利用を主に想定した平屋建住宅である。

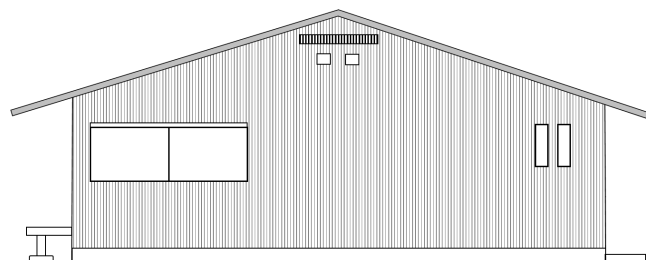
【意匠の説明】正面図、背面図、左側面図、右側面図に表された窓はいずれも透明である。

右側面図に表された玄関ドアの縦長矩形部は透光性を有する。

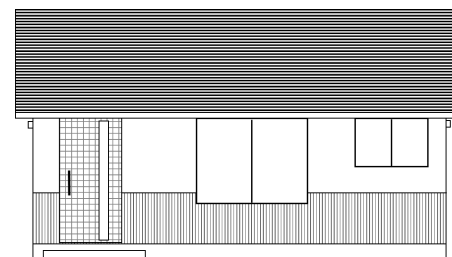
【平面図】



【左側面図】

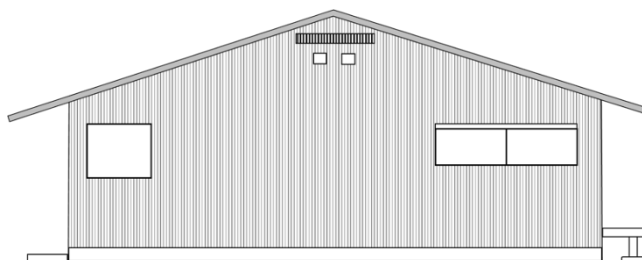


【正面図】



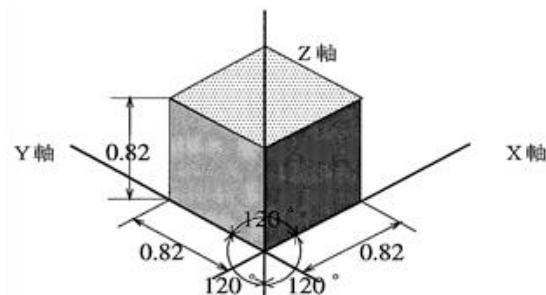
【右側面図】

【背面図】



■アイソメトリック図法（等角投影図法）

3つの互いに直行する座標軸が互いに120度になるように表したもの

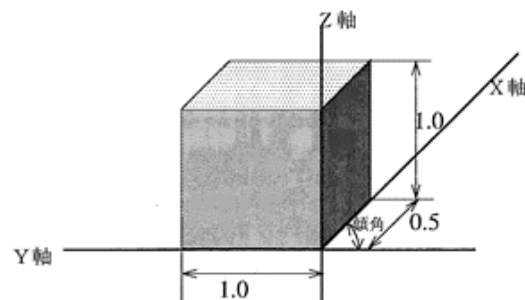


※正投影図法で表した場合に該当する図の表示を記載します。

例えば、正面、平面、右側面に該当する図である時は、【正面、平面及び右側面を表す図】とします。

■キャビネット図法

幅：高さ：奥行 が 1:1:0.5 となるように表したもの（傾角は45度が一般的）



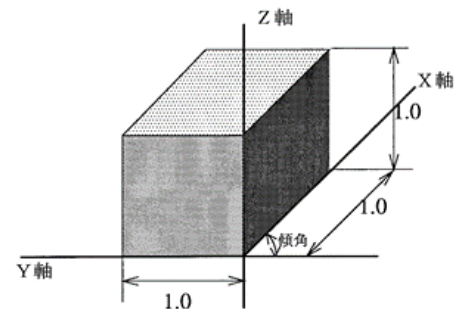
※キャビネット図法で表した旨と傾角を【意匠の説明】に記載します。

※正投影図法で表した場合に該当する図の表示を記載します。

例えば、正面、平面、右側面に該当する図である時は、【正面、平面、右側面を表す図】とします。

■カバリエ図法

幅：高さ：奥行 が 1:1:1 となるように表したもの（傾角は45度が一般的）



※カバリエ図法で表した旨と傾角を【意匠の説明】に記載します。

※正投影図法で表した場合に該当する図の表示を記載します。

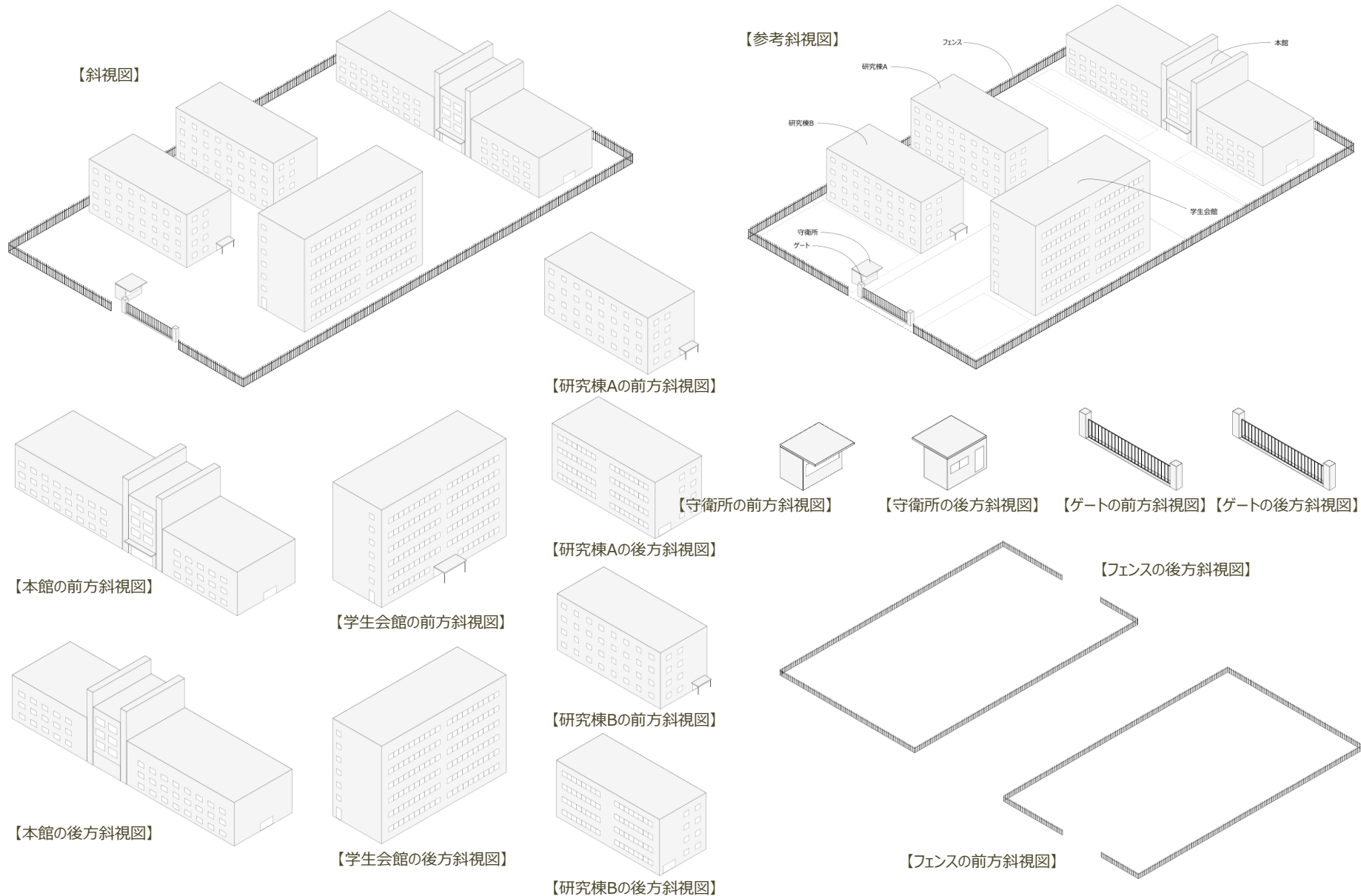
例えば、正面、平面、右側面に該当する図である時は、【正面、平面、右側面を表す図】とします。

■アイソメトリック図法（等角投影図法）で表した例

【意匠に係る物品】学校

【意匠に係る物品の説明】本建築物は、参考斜視図に示すとおり、本館、学生会館、研究棟A、研究棟B、守衛所等からなる学校である。

【意匠の説明】各棟に表された矩形の窓はいずれも透明である。

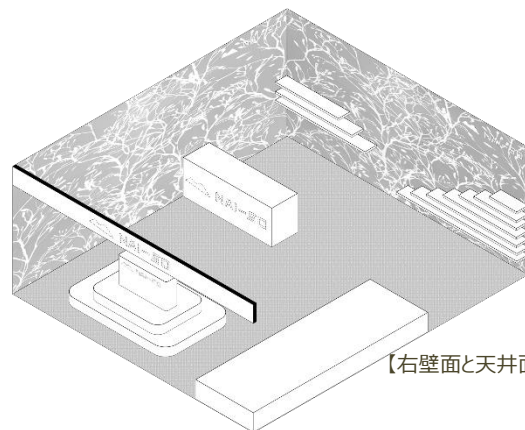


■ 正投影図法とアイソメトリック図法を組み合わせる例（内装の意匠）

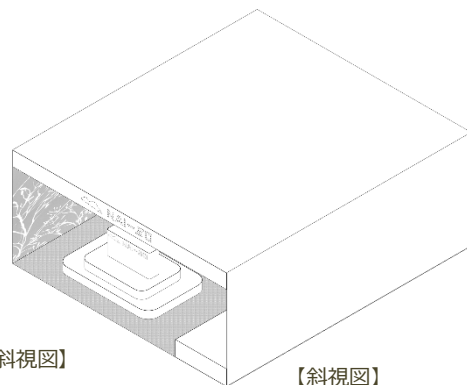
【意匠に係る物品】アウトドア用品店の内装

【意匠に係る物品の説明】この内装は、登山やキャンプなどのアウトドア愛好家を対象とする、アウトドア関連商品を扱う店舗の内装である。

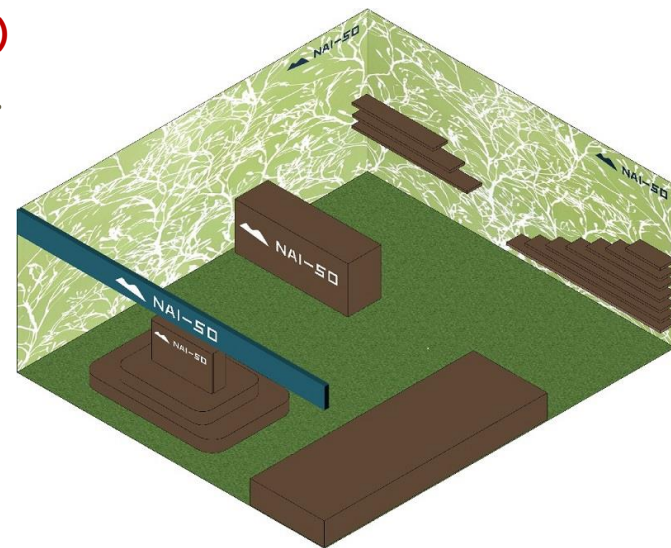
A-A'線平面図において左下に表した什器と右下角部に表した什器は商品陳列台である。左端の上から二つ目に表した什器は、販売・会計用のカウンターである。



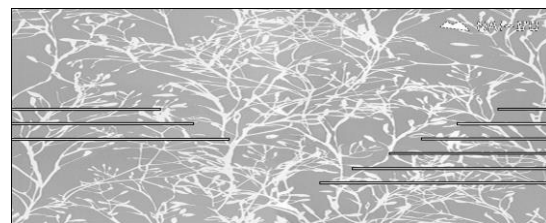
【右壁面と天井面を省略した斜視図】



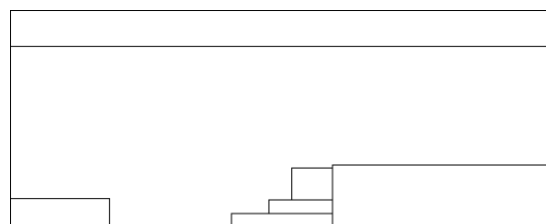
【斜視図】



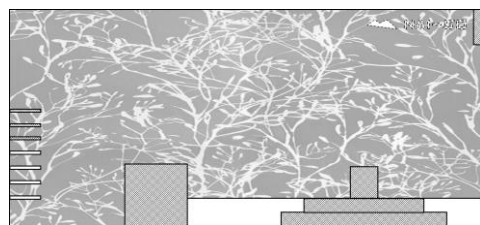
【使用状態を示す参考斜視図】



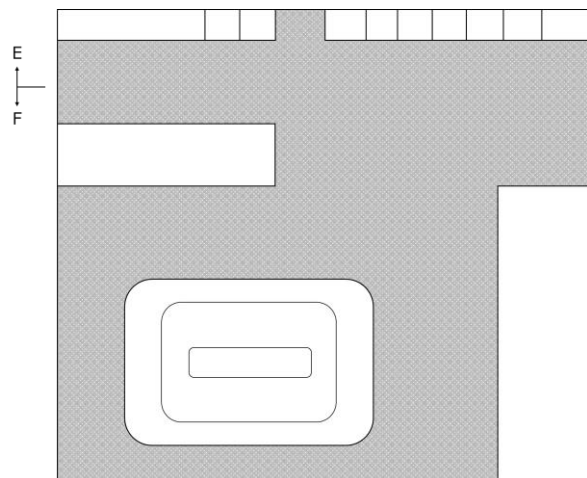
【E-E'線断面図】



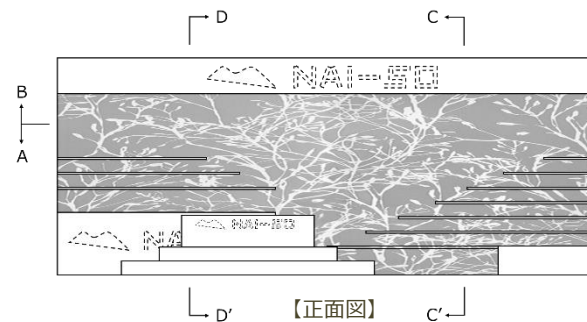
【F-F'線断面図】



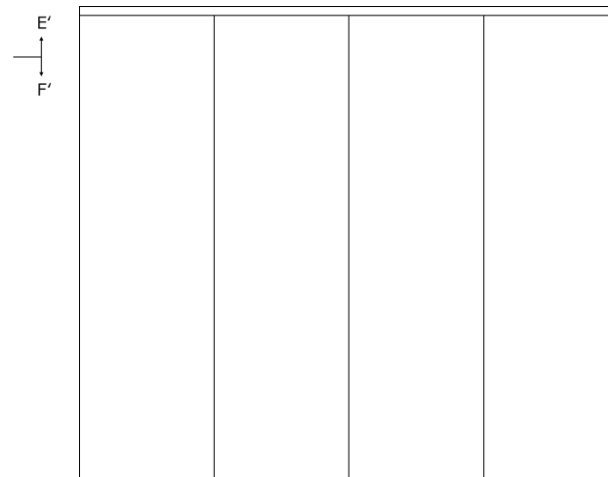
【D-D'線断面図】



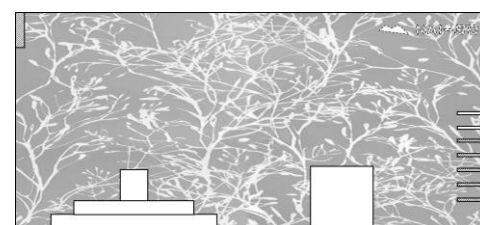
【A-A'線平面図】



【正面図】



【B-B'線断面図】

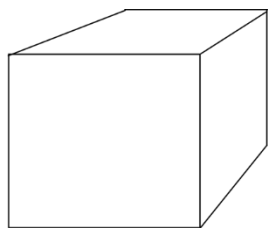


【C-C'線断面図】

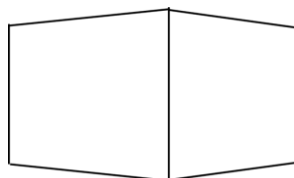
■透視図法（パース図法）消失点の数により3つの種類があります。

一点透視

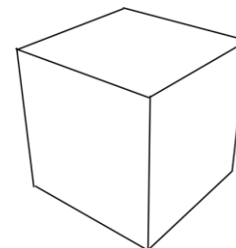
外
観



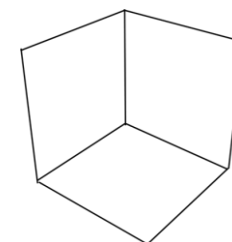
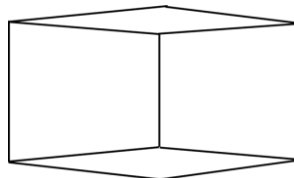
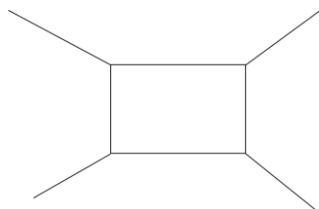
二点透視



三点透視



内
装

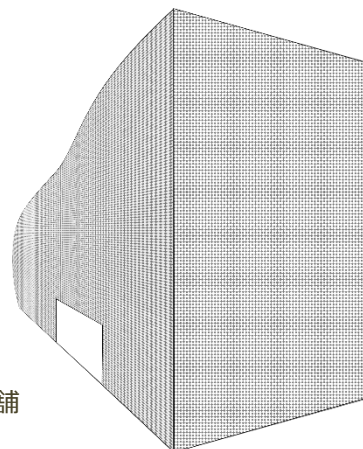


★透視図法（パース）を用いる際の注意点

意匠登録出願用の図面には、形態が正確に理解できることが求められます。

パースがきつい等、透視図のみでは正確な形状やプロポーションが把握できない場合は、拒絶理由に該当する場合がありますのでご注意ください。

なおこのような透視図を用いる場合であっても、正投影図法等と組み合わせて提出することにより形態を特定できる場合は問題ありません。



■ 正確な形状やプロポーションが把握できないパースの例

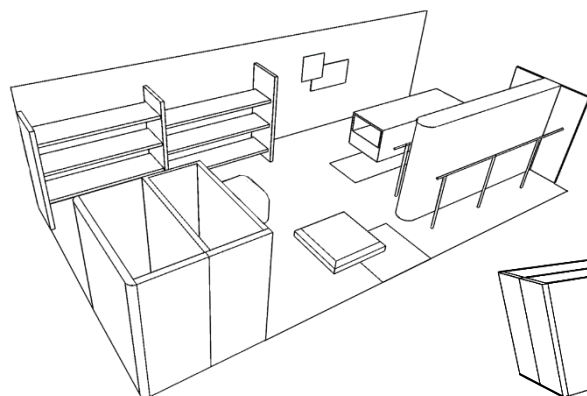
この図面“のみ”提出された場合は、正確な形状を特定できないとして登録することができません。

（正投影図等と組み合わせて出願され形態を特定できる場合は除く。）

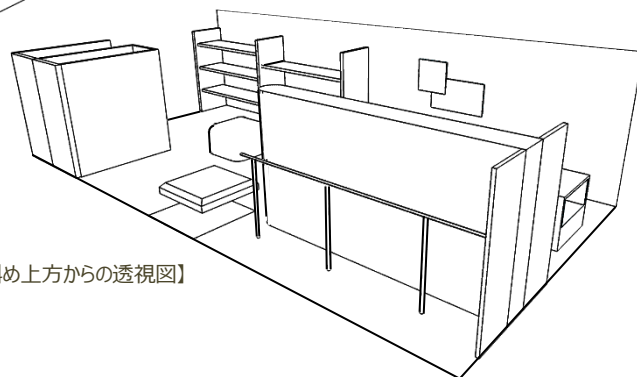
■透視図法と正投影図法を組み合わせて表した例（内装の意匠）

【意匠に係る物品】アパレル店の内装

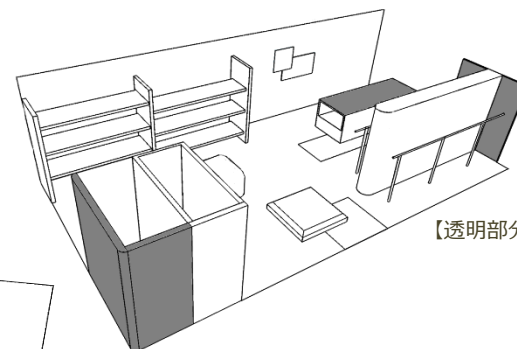
【意匠の説明】透明部分を示す参考図 1 及び透明部分を示す参考図 2 において、薄墨を施した部分は透明である。



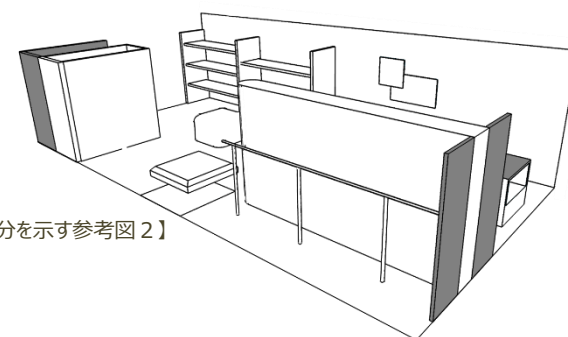
【左斜め上方からの透視図】



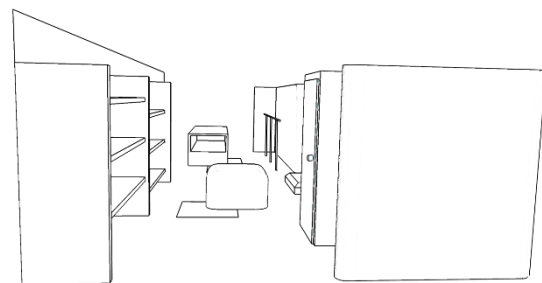
【右斜め上方からの透視図】



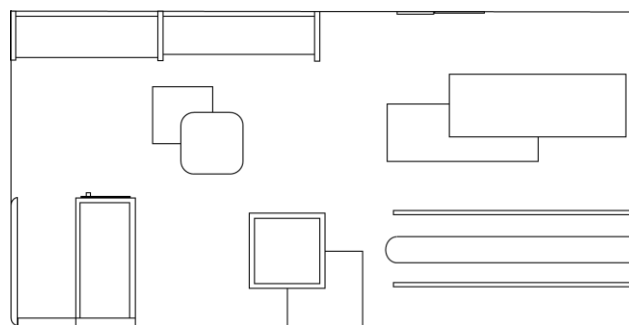
【透明部分を示す参考図 1】



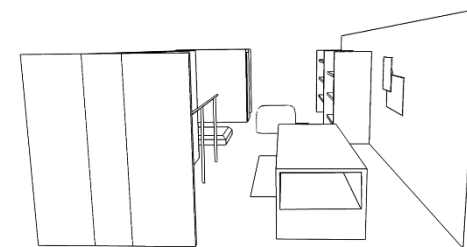
【透明部分を示す参考図 2】



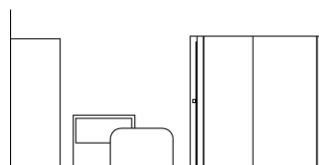
【左側面側から見た透視図】



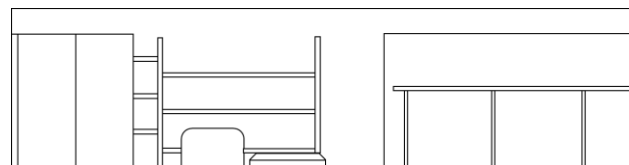
【平面図】



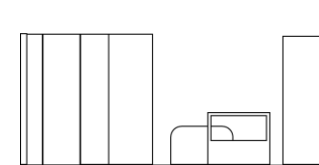
【右側面側から見た透視図】



【左側面図】



【正面図】



【右側面図】

■透視図法で表した例（内装の意匠）

【意匠に係る物品】飲食店の内装

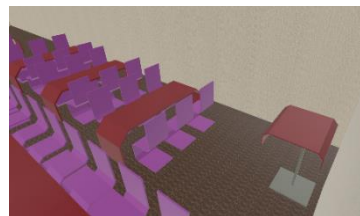
【意匠に係る物品の説明】この飲食店は、飲食スペースと厨房からなり、その境には一部が開いた間仕切りが設けられている。

【意匠の説明】参考平面図において表した各矢印は、始点の数字が斜視図 1 ～ 9 の番号にそれぞれ対応した、視点の位置と向きをあらわしたものである。

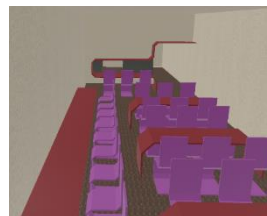
平面図に表された緑色は、全体形状を明確にするための背景である。



【斜視図 1】



【斜視図 2】



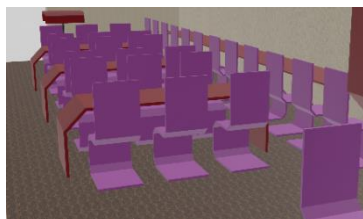
【斜視図 3】



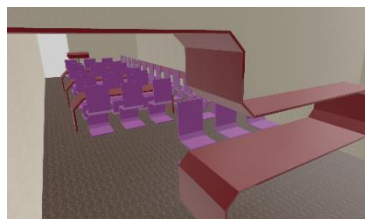
【斜視図 4】



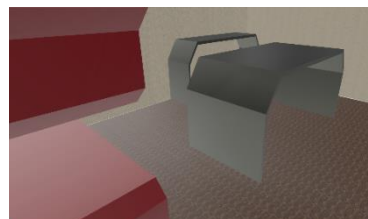
【斜視図 5】



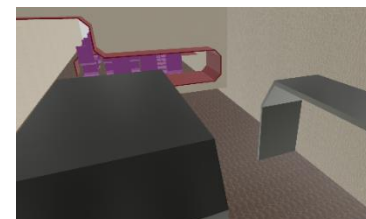
【斜視図 6】



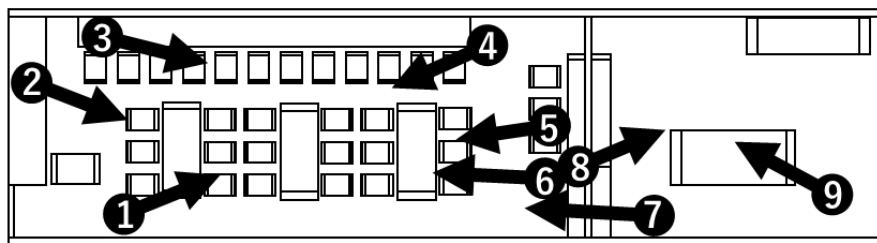
【斜視図 7】



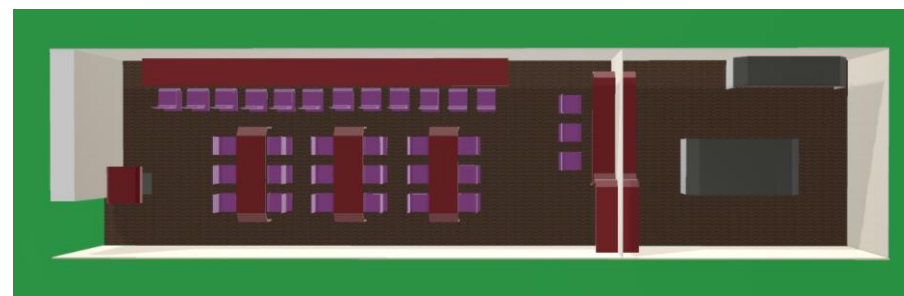
【斜視図 8】



【斜視図 9】



【参考平面図】



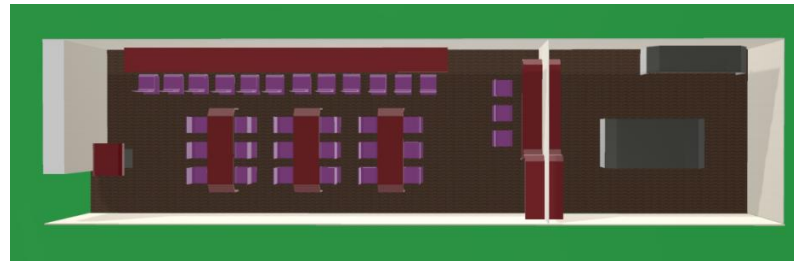
【平面図】

■ 手前側の壁や天井を省略して表した例（内装の意匠）

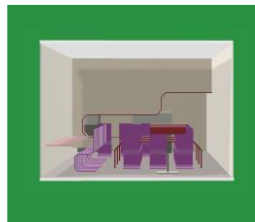
【意匠に係る物品】飲食店の内装

【意匠に係る物品の説明】この飲食店は、飲食スペースと厨房からなり、その境には一部が開いた間仕切りが設けられている。

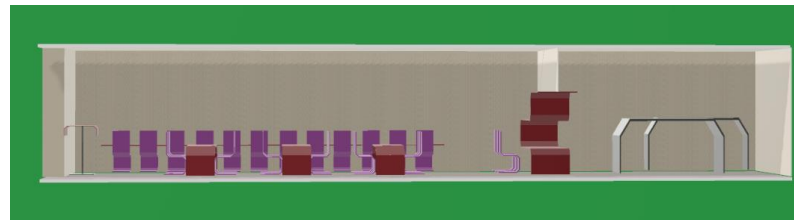
【意匠の説明】天井を省略して表した平面図、手前側の壁を省略して表した正面図、背面図、右側面図、左側面図に表された緑色は、全体の空間形状を明確にするための背景である。



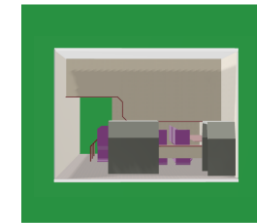
【天井を省略して表した平面図】



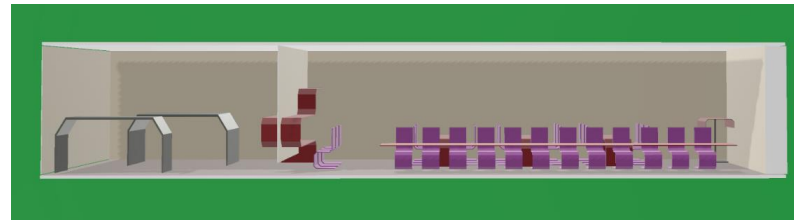
【手前側の壁を省略して表した左側面図】



【手前側の壁を省略して表した正面図】



【手前側の壁を省略して表した右側面図】



【手前側の壁を省略して表した背面図】



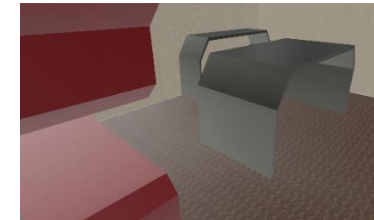
【飲食スペース側の斜視図 1】



【飲食スペース側の斜視図 2】



【厨房側の斜視図 1】



【厨房側の斜視図 2】

必要に応じて加える図（断面図、端面図、部分拡大図）

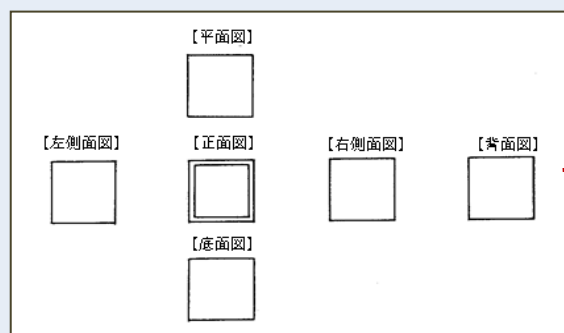
（意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など）

必要に応じて断面図や拡大図等を加えます。

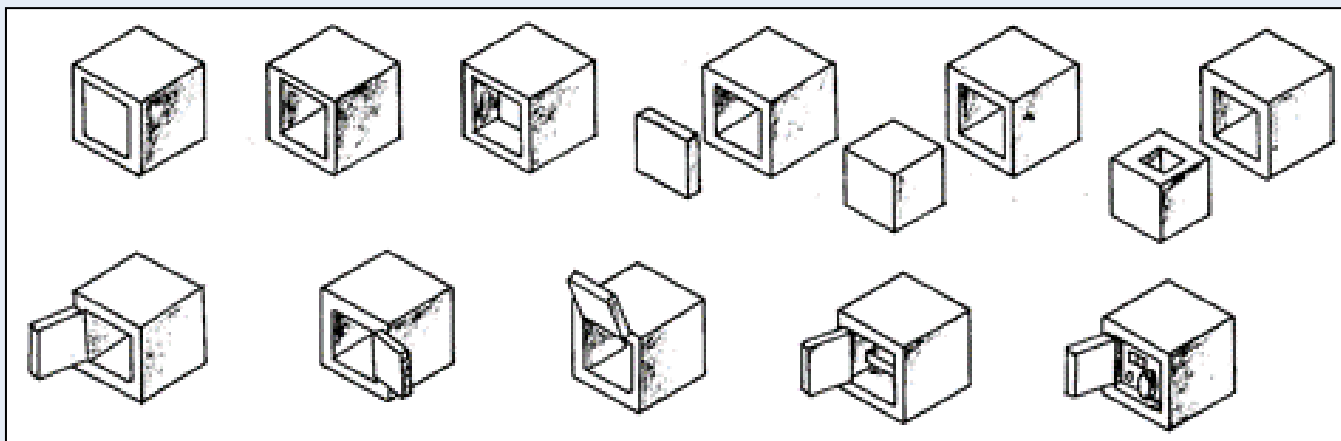
例えば、表面に凹凸がある場合 → 「断面図」・「端面図」

細部を表現しきれない場合 → 「部分拡大図」などを加えて意匠を表します。

■ 図面が不足しており、一の形態を特定できない例

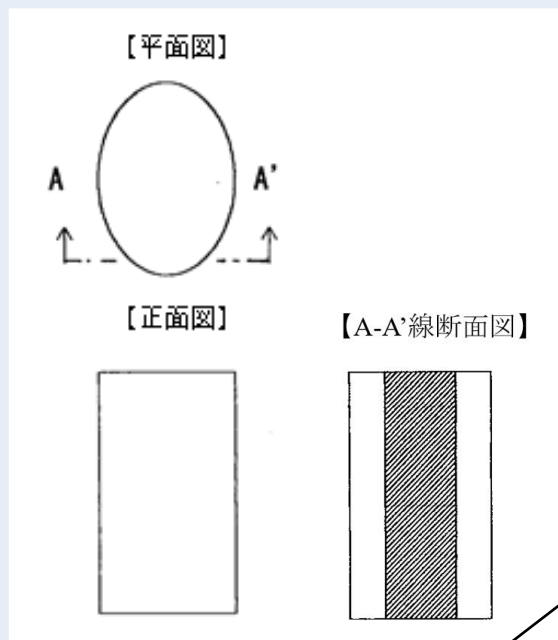


左の六面図からは、以下のようなパターンの形態が考えられ、一の形態を特定することができない



■ 断面図

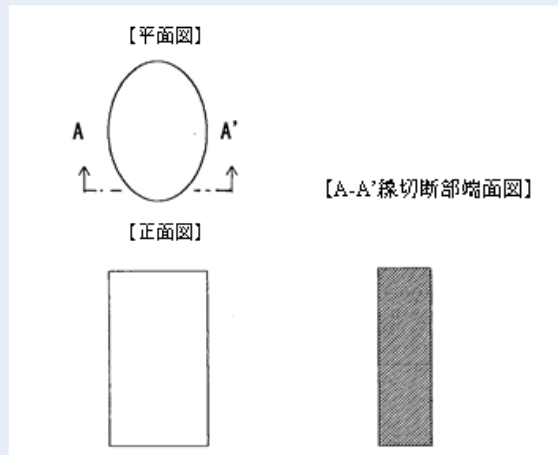
表面に凹凸がある場合など、六面図では隠れてしまう部分がある場合などに有効です。



- ① 1つの断面図から凹凸の形態全体を表現できないときは、縦断面、横断面、異なる位置の断面等、複数の断面図を表します。
- ② どの部分の断面かを示すために、6面図中の1図に切断箇所を約0.2mmの太さの鎖線で描き、その鎖線の両端には符号をつけて切断面を描いた方向を矢印で示します。
このとき、鎖線等が図形に触れないようにします。
- ③ 切断面（肉厚面等）には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます（“ハッチング”といいます。）
- ④ 意匠は、物品等の外観形態のため、内部機構そのものを表す必要がない場合は省略できます。
その場合、図の表示を【内部機構を省略した（または「内部機構の概略を示す」）断面図】とします。
- ⑤ 断面図には、切断面を描いた方向に現れる外観も描きます。
左の「スピーカーボックス」の断面図の例では、隅丸四角柱状の4つの稜部の輪郭線等が、切断面を描いた方向に現れる外観として描かれています。

■ 端面図

切断面の形態のみを表すもので、断面図よりも作図の労力が少なくて済みます。



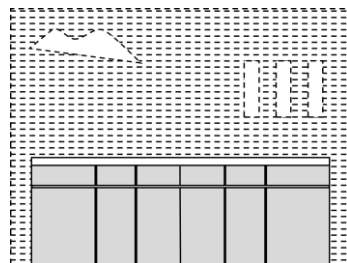
断面図との違い

■断面図を活用した例（正投影図法／建築物の内部空間について意匠登録を受ける例）

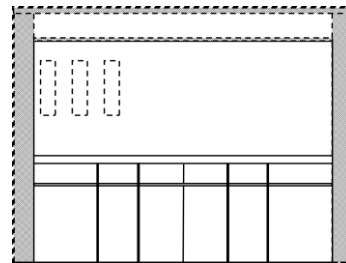
【意匠に係る物品】店舗

【意匠に係る物品の説明】この店舗は、服飾用品や雑貨等を扱う路面店である。

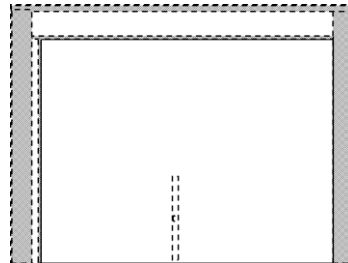
【意匠の説明】実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。透明部を示す参考正面図において薄墨を施した部分は透明である。



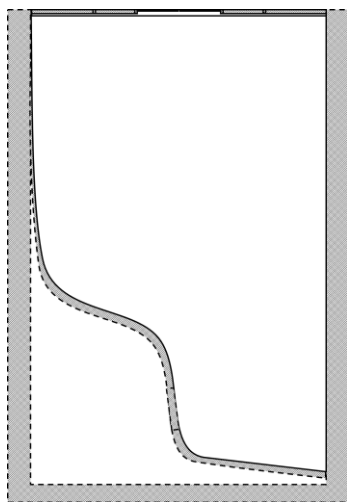
【透明部分を示す参考正面図】



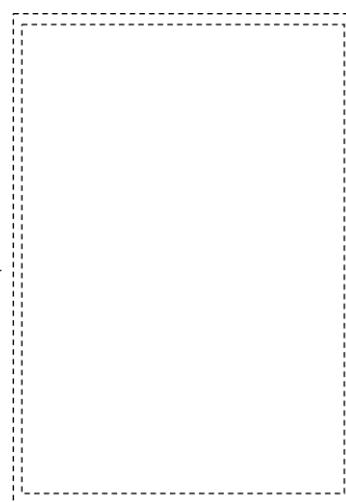
【内部構造を省略したF-F'線断面図】



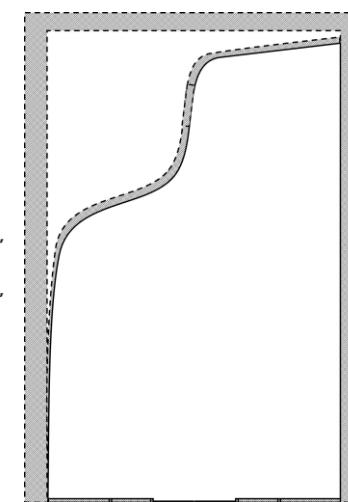
【内部構造を省略したE-E'線断面図】



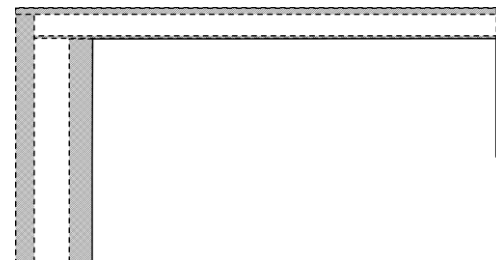
【内部構造を省略したA-A'線断面図】



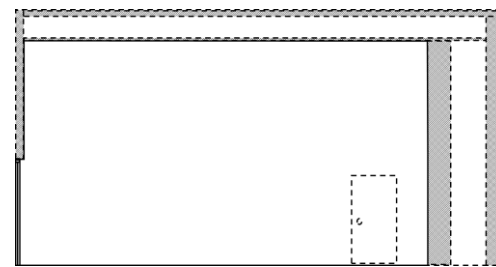
【平面図】
C — D



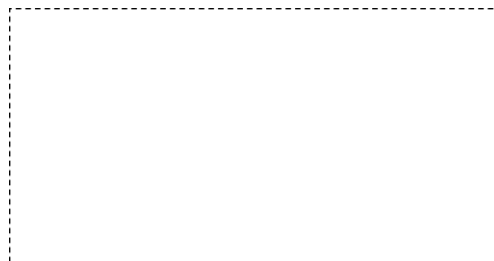
【内部構造を省略したB-B'線断面図】



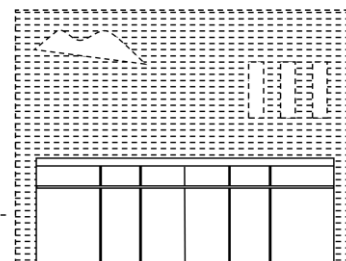
【内部構造を省略したD-D'線断面図】



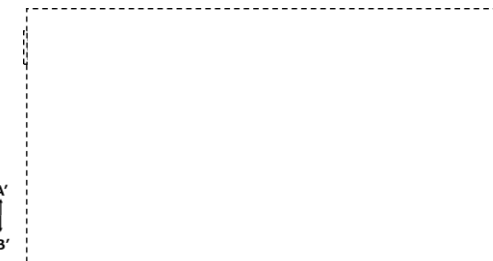
【内部構造を省略したC-C'線断面図】



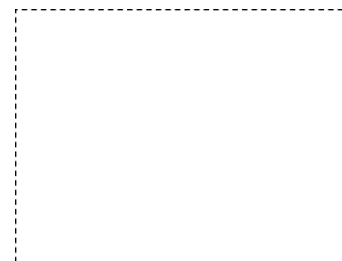
【左側面図】



【正面図】
C' — D'



【右側面図】

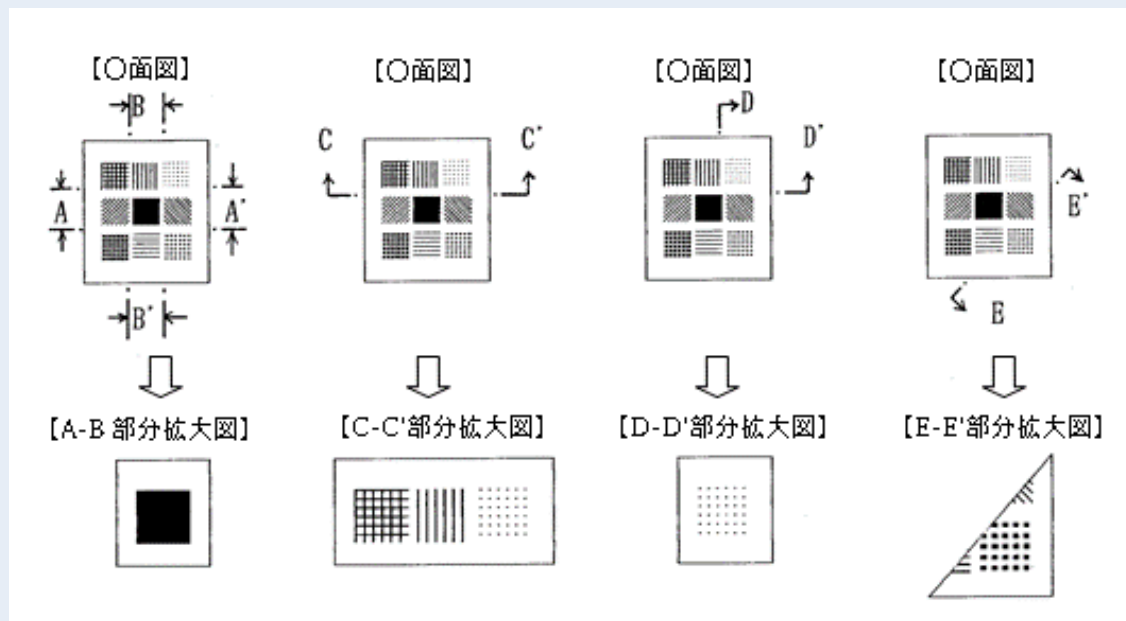


【背面図】

■ 部分拡大図

6面図等の縮尺では一部分の図形が小さすぎて、その部分の形態を明確に表すことができない場合に、その部分を拡大して表す図です。

【部分拡大図】の記載における、部分の区切り方と指示線の記載例



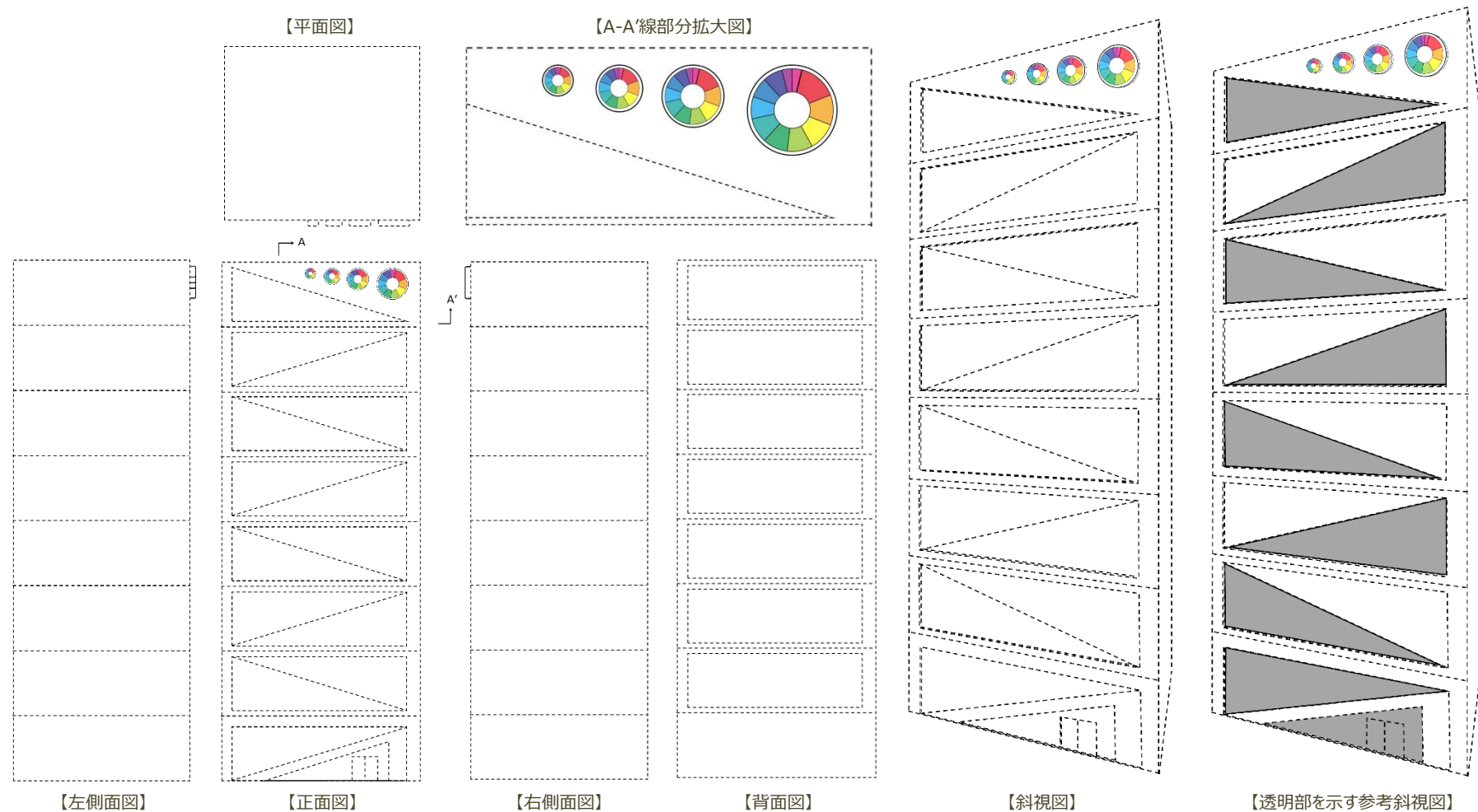
- ① 部分拡大図がどこの箇所であるかを、その部分の元とした図（6面図中の任意の1図）に拡大箇所を示します（約0.2mmの一点鎖線の指示線）。指示線は、図形の中に記入してはいけません。
一点鎖線の端部に矢印を設け部分拡大図を描いた方向を示します。
- ② 元の図における縦横比（プロポーション）を変えないで、そのまま拡大して表現します。
ただし、元の図が小さくて正確に描くことが困難な場合は、部分拡大図の形態と正確に一致させることができない訳ですから、部分拡大図の形態に相当する部分の元の図は、部分拡大図の形態と概略整合するよう描けば不一致とはされません。
- ③ 指示線によって区切られた周縁は、実際に該部を切断した形態を表すように、実線で表します。

■ 部分拡大図の例（正投影図法＋パース図法）

【意匠に係る物品】オフィスビル

【意匠に係る物品の説明】このビルは8階建てのオフィスビルであって、各階前面に三角形の窓が設けられている。

【意匠の説明】意匠登録を受けようとする部分は実線で表された部分である。透明部を示す参考斜視図において薄墨を施した部分は透明である。



意匠の理解を助けるための参考図

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など)

出願意匠の理解のため、必要に応じて「参考図」を加えます。

窓などの透明部分（透光部分）を示す参考図や、建築物（or 内装）の機能や用途を説明する参考図があります。

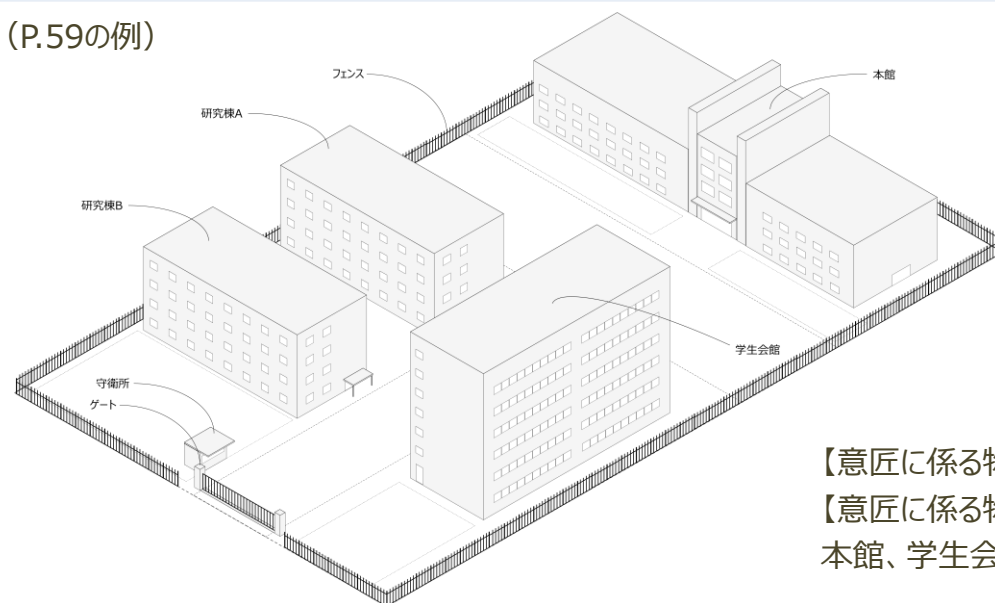
★参考図は、意匠の使用の状態を表すなど、意匠の理解を助けるために用いる図です。

そのため、図形の中に、意匠登録を受けようとする意匠以外のもの、例えば、内容を説明するための指示線、符号、使用シーンを示す人物等の添景も記載することができます。

■ 各部の機能等を示す参考図

各部の機能や使用目的、使用方法等を表す図です。必要に応じて、【意匠に係る物品の説明】に記載を加えます。参考図の場合には、図形の中に、指示線や文字などを記載することができます。

(P.59の例)



【参考斜視図】

【意匠に係る物品】学校

【意匠に係る物品の説明】本建築物は、参考斜視図に示すとおり、本館、学生会館、研究棟A、研究棟B、守衛所等からなる学校である。

■ 透明部分を示す参考図

形態の一部が透明又は透光性を有するものを表す場合、

【意匠の説明】の欄の記載だけでは、透明等の部分がどこであるか理解できないものについては、

【透明部を示す参考図】等を6面図等に加えることによって、明示することができます。

透けて見える部分をそのまま表す場合、図形が不透明体より複雑になり、

形態を正確に理解することが困難になるので、

透明等の部分が【意匠の説明】の記載によって分かるものでも、

【透明部を示す参考図】等を加えることは有効です。

【意匠に係る物品】オフィスビル

【意匠に係る物品の説明】

このビルは8階建てのオフィスビルであって、各階前面に三角形の窓が設けられている。

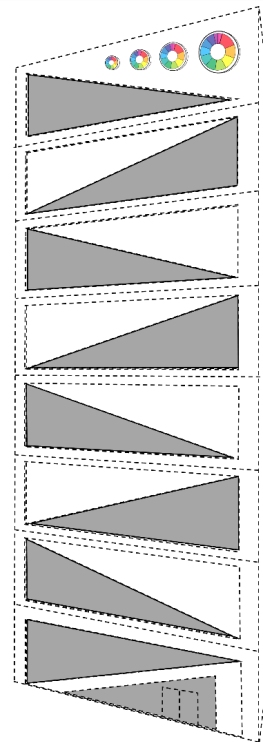
【意匠の説明】

意匠登録を受けようとする部分は実線で表された部分である。

透明部を示す参考斜視図において薄墨を施した部分は透明である。

(P.69の例)

【透明部を示す参考斜視図】



★「透明」と「透光性を有する」の違い

①「透明」とは、一般に、光が通過する物質の性質において、透過率が極めて高く、物質を通してその向こう側が透けて見える状態の性質を指します。

意匠法においては制定当初から、「透明」を意匠の構成要素として予定しており、「物品の全部または一部が透明である」とき、その旨を願書の

【意匠の説明】の欄に記載しなければならないと規定しています。(意6条7項)

②意匠出願において「透光性を有する」とは、「透明」と同様に光が透過する性質を有していますが、透過する光が拡散されるため、又は透過率が低い
ため、「透明」と違ってその材質を通して向こう側の形状等を明確に認識できない、又はまったく認識できない状態の性質を指します。

磨りガラスや乳白色プラスチック等の材質の場合がそれに当たります。

内部の光源などの光をその部分が透すことを説明しないと照明器具であることが理解できない等、材質の説明がないと物品が理解できない場合等には、「透光性を有する」旨を、願書の【意匠の説明】の欄に記載する必要があります。

形態が変化する場合

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など)

- ① **変化する前**の状態の図面
② **変化した後**の図面
③ **変化する途中**の状態の図面
- これらを基本に、
を必要に応じて追加します。

■ 形態が変化する例 1 (屋根が開閉する例)

【意匠に係る物品】競技場

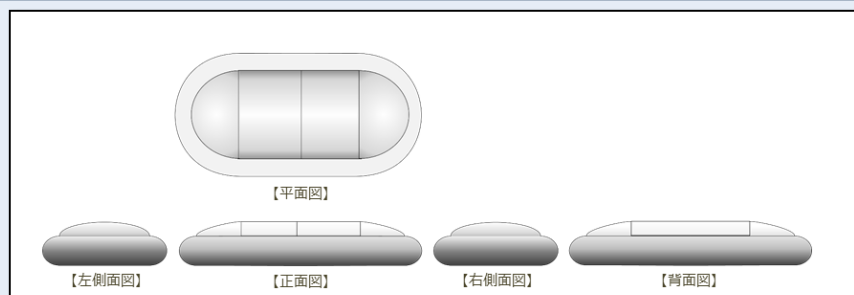
【意匠に係る物品の説明】

この建築物は、サッカーなどのスポーツイベントや、コンサートなどの音楽イベント等に用いる競技場であって、天候等に合わせて屋根が開閉する。

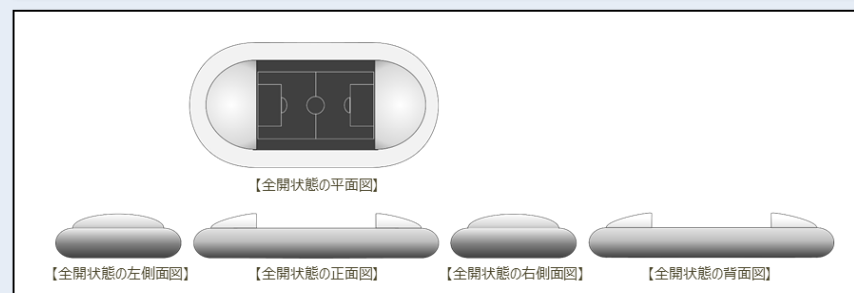
【意匠の説明】

競技場の屋根は開閉式であり、基本の5面図は屋根が閉まった状態を表し、開閉途中の5面図は屋根が開閉している状態を表し、全開状態の5面図は屋根がすべて開ききった状態を表している。高さは約60メートル、長さは約350メートル、幅は約180メートルである。

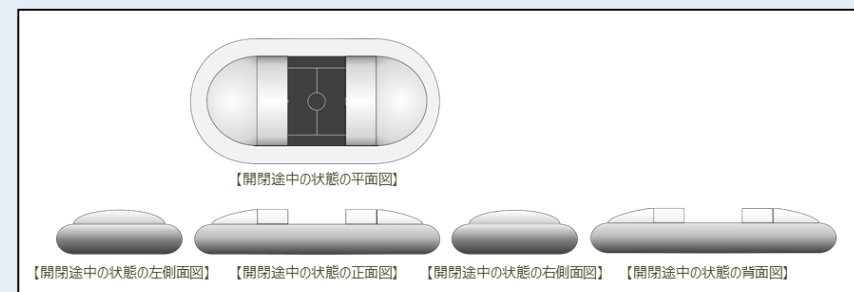
変化する前の図→



変化した後の図→



変化する途中の図→



■形態が変化する例 2（照明が変化する例）

【意匠に係る物品】飲食店

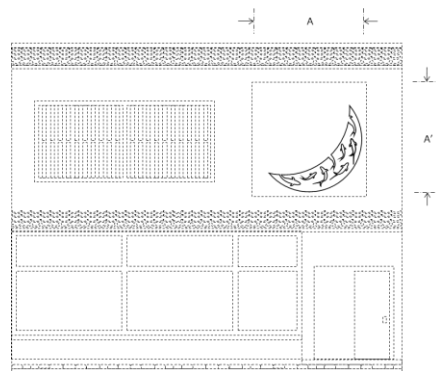
【意匠の説明】実線で表された部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

意匠登録を受けようとする部分は、店内からの照射光により外壁に表れる模様である。

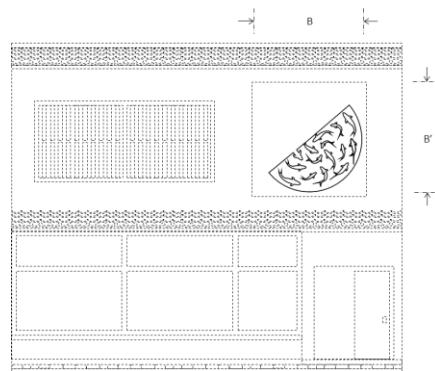
店内の客席が混雑するに従い、正面図から変化した状態の正面図 1、変化した状態の正面図 2、変化した状態の正面図 3 のように変化する。

変化した状態の正面図 3 は、満席の状態を示す。

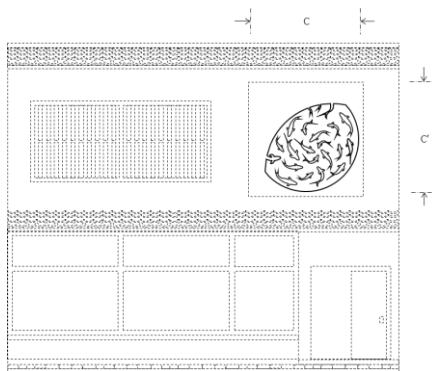
意匠登録を受けようとする部分は平面状であり、光った状態を示す参考図のように、魚形状の部分は影となり、その周囲が光る。



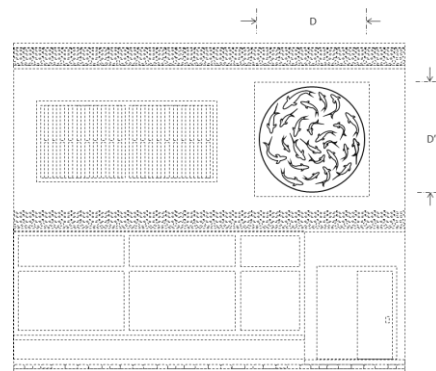
【正面図】



【変化した状態の正面図 1】



【変化した状態の正面図 2】



【変化した状態の正面図 3】



【A-A'部分拡大図】



【B-B'部分拡大図】



【C-C'部分拡大図】



【D-D'部分拡大図】



【光った状態を示すA-A'部分拡大参考図】



【光った状態を示すB-B'部分拡大参考図】



【光った状態を示すC-C'部分拡大参考図】



【光った状態を示すD-D'部分拡大参考図】

建築物や内装の一部分について出願する場合

(意匠法第6条、意匠法施行規則様式第2、様式第6など)

建築物や内装のうち、具体的にどの部分について意匠登録を受けるのか、願書の説明や図面の描き分けで表します。

■【意匠に係る物品】（願書）

建築物や内装“全体としての用途”を記載します。

(意匠登録を受けようとする部分の用途を記載するのではないのでご注意ください。)

建築物 住宅の玄関部について意匠登録を受けようとする場合

☒ 【意匠に係る物品】住宅 ☐ 【意匠に係る物品】玄関

内装 書店内の本棚について意匠登録を受けようとする場合

☒ 【意匠に係る物品】書店の内装 ☐ 【意匠に係る物品】書店内の本棚

■【意匠に係る物品の説明】（願書）

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能も、重要な判断要素となります。

図面のみでは「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能がわかりにくいと思われる場合は、当該部分の用途及び機能の説明も記載します。

なお、その説明に代えて【参考図】で明らかにすることも可能です。

■【意匠の説明】（願書）

「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法を記載します。

（図面の記載のみで意匠登録を受けようとする部分を特定することができる場合は省略できる場合があります。）

図面において、例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く場合、【意匠の説明】に「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します。

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を一点鎖線で描いた場合は、「一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である」のように記載します。

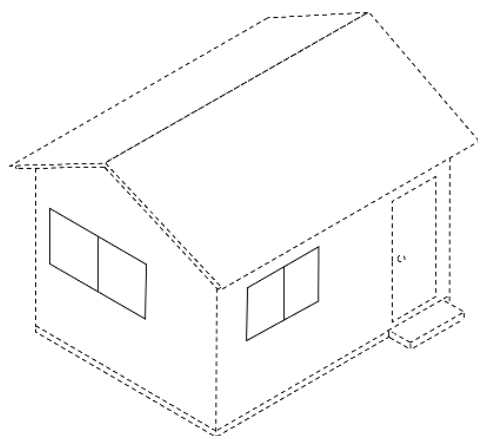
「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色によって区別する場合等も、例えば、「〇〇色で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

■ 図面

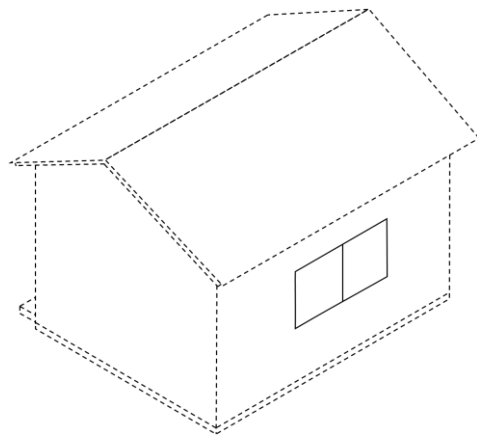
「意匠登録を受けようとする部分」が建築物（内装）全体の中のどこの部分であるかが分かるよう表します。

（１）実線と破線で描き分け

「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描きます。



【正面、平面及び左側面を表す図】



【背面、平面及び右側面を表す図】

【意匠に係る物品】住宅

【意匠に係る物品の説明】

この建築物は、別荘等での使用を目的としたものである。

【意匠の説明】

実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。
当該窓部は透明である。

(2) 彩色で描き分け

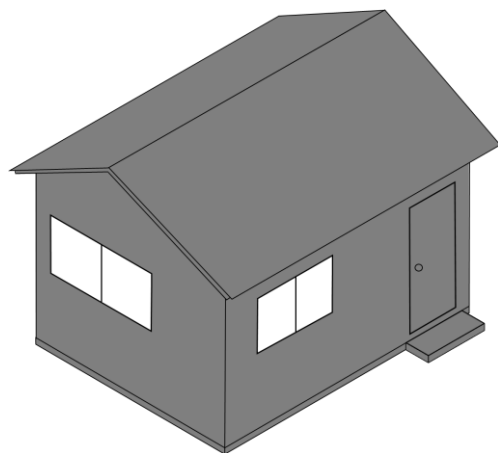
「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色等によって区別して表します。

この際、「意匠登録を受けようとする部分」の方に、説明のための彩色をしてしまうと、その色彩が、意匠登録を受けようとする意匠に含まれるものなのか、説明のためのものであって意匠に含まれないものであるのかが不明となり、具体的な意匠が特定できないことがあります。そのため、彩色等によって区別する場合には、「その他の部分」の方に彩色します。

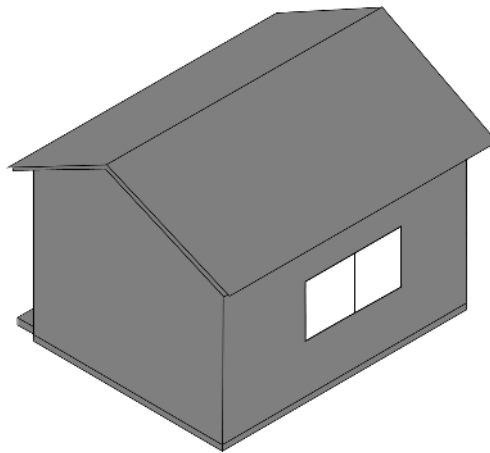
【意匠に係る物品】住宅

【意匠に係る物品の説明】この建築物は、別荘等での使用を目的としたものである。

【意匠の説明】薄墨を付した部分以外の部分が意匠登録を受けようとする部分である。当該窓部は透明である。



【正面、平面及び左側面を表す図】



【背面、平面及び右側面を表す図】

組物の意匠

(意匠法第8条、意匠法施行規則様式第2、様式第6、別表第二など)

【意匠に係る物品】には、以下の一覧を参照して“一組の〇〇”と記載します。

組物の意匠	構成物品等の例
一組の食品セット	・チョコレート（二以上）
一組の嗜好品セット	・たばこ、ライター、灰皿
一組の衣服セット	・ジャケット、ベスト、スラックス
一組の身の回り品セット	・指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング
一組の美容用具セット	・カフスボタン、ネクタイ止め
一組の美容用具セット	・化粧用ブラシ、（二以上）
一組の家庭用繊維製品セット	・まくら、掛け布団、敷き布団
一組の室内装飾品セット	・クッション（二以上）
一組の室内装飾品セット	・置物（二以上）
一組の清掃用具セット	・ほうき、ちり取り
一組の洗濯用具セット	・電気洗濯機、衣服乾燥機
一組の家庭用保健衛生用品セット	・歯ブラシ立て、コップ
一組の家庭用保健衛生用品セット	・電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー
一組の家庭用保健衛生用品セット	・コップ（二以上）
一組の飲食用容器セット	・皿、ティーポット、ティーカップ
一組の調理器具セット	・鍋、フライパン
一組の飲食用具セット	・スプーン、フォーク、ナイフ
一組の慶弔用品セット	・葬祭用花瓶、香炉
一組の照明機器セット	・天井灯、壁灯
一組の空調機器セット	・エアコンディショナー、扇風機
一組の空調機器セット	・エアコンディショナー、エアコンディショナー用室外機
一組の厨房設備用品セット	・こんろ台、調理台、流し台、収納棚
一組の衛生設備用品セット	・洗面化粧台、化粧鏡、収納棚
一組の室内整理用品セット	・ハンガー、スカートハンガー
一組の家具セット	・テーブル、いす、子ども用いす
一組の家具セット	・本棚（二以上）
一組のペット用品セット	・ペット用服、ペット用首輪
一組の遊戯娯楽用品セット	・碁盤、将棋盤
一組の運動競技用品セット	・ゴルフクラブ（二以上）
一組の運動競技用品セット	・野球用グローブ、野球用ミット

組物の意匠	構成物品等の例
一組の楽器セット	・ドラム、シンバル
一組の楽器セット	・楽譜スタンド、椅子
一組の教習具セット	・地球儀（二以上）
一組の事務用品セット	・シャープペンシル、ボールペン、万年筆、
一組の販売用品セット	・包装用容器（二以上）
一組の運搬機器セット	・エレベーター、住宅用エレベーター
一組の運輸機器セット	・乗用自動車、自動二輪車
一組の運輸機器セット	・インテリアパネル、フロントランプ
一組の運輸機器セット	・自動車用フロアマット（二以上）
一組の電気・電子機器セット	・電球（二以上）
一組の電気・電子機器セット	・コネクタ
一組の電子情報処理機器セット	・スマートフォン、スマートフォン用充電器
一組の電子情報処理機器セット	・ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス
一組の測定機器セット	・温度計、湿度計
一組の光学機器セット	・カメラ、カメラ用ケース
一組の事務用機器セット	・ファクシミリ、複写機、プリンター
一組の販売用機器セット	・飲料自動販売機、たばこ自動販売機
一組の保安機器セット	・消化器、消化器スタンド
一組の医療用機器セット	・手術用メス（二以上）
一組の利器、工具セット	・ドライバー（二以上）
一組の利器、工具セット	・理髪はさみ、理髪用梳きはさみ
一組の産業用機械器具セット	・工業用ロボット（二以上）
一組の土木建築用品セット	・コンクリート型枠、外装材パネル
一組の土木建築用品セット	・タイルカーペット、壁紙
一組の基礎製品セット	・板材（二以上）
一組の基礎製品セット	・バルブ、電磁弁
一組の建築物	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
一組の画像セット	・銀行振り込み用画像、
一組の画像セット	・現金預け払い機操作用画像

■組物の意匠の図面

(1) 図面の記載

- ①組物を構成する各物品の個々の形態を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成する各物品について、それぞれ6面図等を記載します。
- ②「組物の意匠」が組み合わせた状態で統一感を有する場合は、全構成物品が組み合わされた状態の形態について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

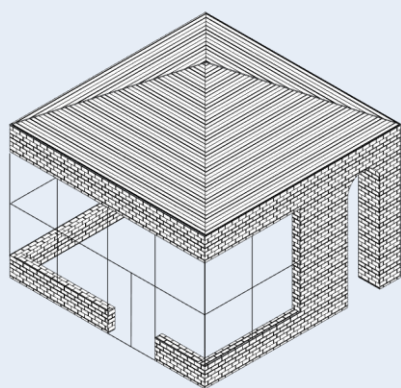
(2) 図の表示

- ①個々の構成物品を表す図についての図の表示は、図示する構成物品の名称を付けた図名（【○○の正面図】【○○の背面図】等）を記載します。
- ②構成物品の「物品の区分」が同一の場合は、例えば【いす1の正面図】、【いす2の正面図】等、図の表示が重複しないように記載します。
- ③組み合わせた状態で統一感を有する場合の図の表示は、組み合わせた状態の「一組の6面図」を【正面図】、【背面図】等と記載し、各構成物品については、【○○の正面図】等と記載します。

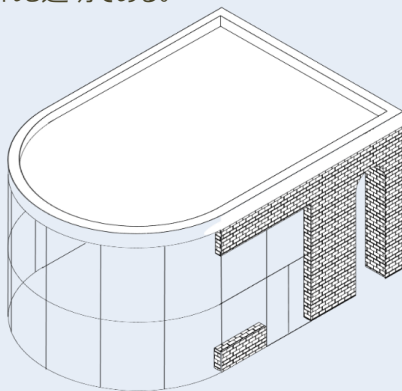
■建築物の組物の例 【意匠に係る物品】一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】この建築物は、アウトレットモールなどに用いられる店舗である。

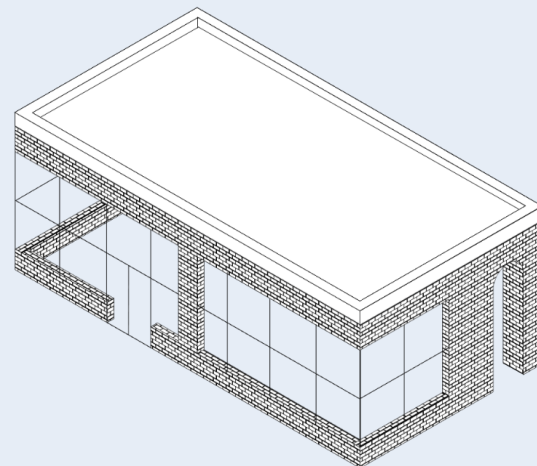
【意匠の説明】各店舗の窓部はいずれも透明である。



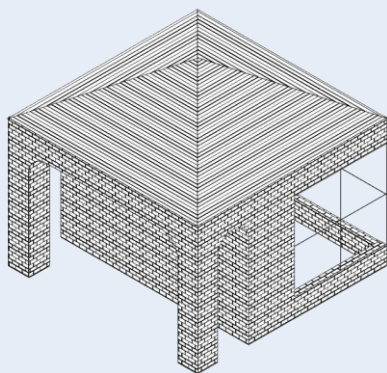
【店舗1の正面、平面及び右側面を表す図】



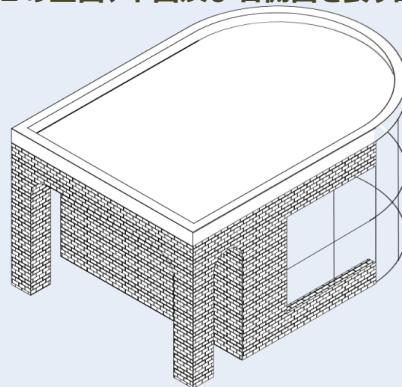
【店舗2の正面、平面及び右側面を表す図】



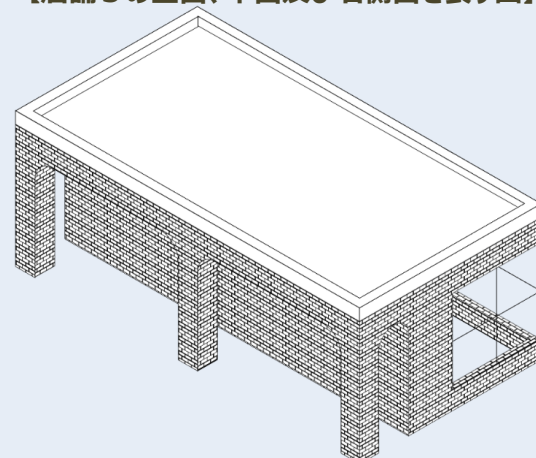
【店舗3の正面、平面及び右側面を表す図】



【店舗1の背面、平面及び左側面を表す図】



【店舗2の背面、平面及び左側面を表す図】



【店舗3の背面、平面及び左側面を表す図】

07 参考情報

■ 意匠法改正について（広報誌「とっきよ」2019年12月9日発行号）

令和元年の意匠法改正についてご紹介しています。

https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol44/07_page1.html

■ 意匠審査基準

審査官が審査をする際に参照するもので、

どのような観点から建築物、内装の意匠の審査をするのか、詳細に記載されています。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html

■ 意匠登録出願等の手続のガイドライン

特徴記載書、意見書、手続補正書、協議の結果届、秘密意匠の請求など、

基本的な作成方法と手続について紹介しています。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_guideline.html

参考情報（特許庁HPほか）

■ 意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き

意匠登録出願の願書と図面について、それぞれ具体的な書き方を紹介しています。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html

■ 事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド

意匠権の実際の活用事例をご紹介します。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

■ 知財総合支援窓口（INPIT）

知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口です。

全国47都道府県に設置しています。

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

最後までご覧頂きありがとうございました。

禁無断転載

本資料に関する問い合わせ先

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室
電話：03-3581-1101（内線2910）
メール：PA1D00@jpo.go.jp

令和2年（2020年）3月作成
令和4年（2022年）4月更新